



燕市男女共同参画基本計画

第2次燕市男女共同参画推進プラン

平成24年3月
新 潟 県 燕 市



はじめに

少子高齢化や家族形態の変化などにより、住民のニーズは多様化し、これからのまちづくりには、女性も男性もお互いにその人権を尊重しつつ役割と責任を分かち合い、性別にかかわりなく対等なパートナーとして、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現がさらに必要になっています。

その実現に向けて燕市では、このたび「一人ひとりが輝くまち、燕市をめざして」を目標に、「第2次燕市男女共同参画推進プラン」を策定しました。男女共同参画社会は、行政の取り組みだけでは実現することはできません。一人ひとりが男女共同参画社会を理解し、その必要性を認め、行政と市民が連携、協力して実現に向けて推進していくことが必要です。この計画が、より実効性のあるものになりますよう、皆さまにはこれまで以上のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画を策定するにあたり、熱心に審議していただきました燕市男女共同参画推進懇話会の委員の方々、市民意識調査等で多くの貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆さまに深くお礼申し上げます。

平成24年3月

燕市長 鈴木 力

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の性格	3
5 計画の目標と体系	3

第2章 計画の内容

基本目標1 とともに考える 男女共同参画社会をめざす意識づくり	8
方針1 男女共同参画の理解の推進	9
方針2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	12
基本目標2 とともに参画する 男女共同参画の社会づくり	14
方針1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性参画の推進	15
方針2 地域・家庭における男女共同参画の推進	17
方針3 女性の就業環境の整備	20
基本目標3 とともに暮らす 男女共同参画の環境づくり	26
方針1 仕事と家庭生活や地域活動が両立できる環境の整備	27
方針2 生涯にわたる健康支援	32
方針3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	35

第3章 計画の推進

計画の総合的な推進	40
男女共同参画の推進体制	42

参考資料

指数項目一覧	44
市民意識調査の概要	45
第2次燕市男女共同参画推進プラン策定の経過	46
燕市男女共同参画推進懇話会委員名簿	46
男女共同参画関係年表	47
関係法令	51

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進展と人口の減少、家族形態や地域社会の変化、経済の低迷、ニーズの多様化、また大きな自然災害に見舞われるなど、わたしたちを取り巻く環境は刻々と変化しています。これらの社会情勢の変化から発生する課題を解決するためには、男女が対等なパートナーとして、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は不可欠になっています。また、男女共同参画社会を実現することにより、女だから、男だからといった性別による固定的な役割分担から男女ともに解放され、男性にとっても女性にとっても生きやすい社会になっていきます。

男女共同参画社会の実現は、我が国の重要な課題の一つであり、燕市においても、平成19年度から23年度までを計画年度とする「燕市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現のために様々な事業を実施してきました。この5年間で男女共同参画に対する意識や理解に多少の変化がみられますが、未だに固定的性別役割分担意識が男女ともに残っています。社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画が少なく、ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する人権侵害というべき暴力や、男女間の格差が存在し、男女共同参画社会の実現にはまだ道半ばです。

このような状況を踏まえ、男女共同参画社会を実現するための施策を継続して行っていく必要があるため、新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

男女共同参画社会基本法の第14条第3項の「市町村男女共同参画計画」に位置づけ、燕市が男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策を推進していくための計画です。この計画は「燕市男女共同参画推進プラン」（平成19年度～23年度）に続く第二次計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は平成24年度から平成28年度までの5年間とします。また計画の推進状況や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の性格

- ①この計画は、燕市における男女共同参画社会を実現するために、市と市民、事業所、各種団体、国や県等関係機関などとの連携を図りながら、相互の理解と協力のもと推進していく計画です。
- ②燕市男女共同参画推進プランの5年間（平成19年度～23年度）の推進状況を検証し、市民意識調査（平成23年度実施）の結果や、社会情勢、その他関連計画を踏まえ策定しました。
- ③市民一人ひとりが男女共同参画推進の役割を担うことができるよう「一人ひとりができること」として具体的に役割を示しました。
- ④事業の推進状況や達成状況を確認するために、具体的な数値目標を設定しました。

5 計画の目標と体系

計画の目標は、前プランに引き続き「一人ひとりが輝くまち、燕市をめざして」とし、あらゆる分野に共に参画し、個人の人権が尊重され、多様な生き方ができ、性別にとらわれずに能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

この目標を達成するため、3つの基本目標を掲げ、それぞれ方針を設定し、具体的な施策を設定しています。

基本目標1 とともに考える 男女共同参画社会をめざす意識づくり

固定的性別役割分担意識の解消と男女共同参画について正しく理解してもらうことを目指します。

基本目標2 とともに参画する 男女共同参画の社会づくり

男女が対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野で参画する社会づくりを目指します。

基本目標3 とともに暮らす 男女共同参画の環境づくり

男女が互いに人権を尊重し、ともに参画できる環境づくりを目指します。

計 画 の 体 系

計画の目標

一人ひとりが輝くまち、燕市をめざして

基 本 目 標

1 ともに考える
男女共同参画社会をめざす意識づくり

2 ともに参画する
男女共同参画の社会づくり

3 ともに暮らす
男女共同参画の環境づくり

方 針

1 男女共同参画の理解の推進

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性参画の推進

2 地域・家庭における男女共同参画の推進

3 女性の就業環境の整備

1 仕事と家庭生活や地域活動が両立できる環境の整備

2 生涯にわたる健康支援

3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施 策

1	男女共同参画の啓発	P11
2	社会制度・慣行・しきたりの見直しの啓発	
1	幼稚園、保育園、学校などにおける男女平等教育の推進	P13
2	男女共同参画を理解するための学習機会の提供	
1	市の各種審議会等への女性参画の推進	P16
2	防災、被災時、災害復興時の女性参画の推進	
3	事業所、各種団体等における女性参画の推進	
1	地域における男女共同参画の推進	P19
2	家庭における男女共同参画の推進	
1	農業や自営業における女性の就業環境の整備	P25
2	職場における女性の就業環境の整備	
3	女性の再就職と継続就業のための支援	
1	男女がともに働きやすい労働環境の整備	P31
2	多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実	
1	男女への健康支援	P34
2	性差に応じた健康支援	
1	暴力の根絶に向けた意識啓発	P37
2	被害者の自立支援対策の推進	
3	相談体制の充実	
1	推進体制の充実	P40
2	市民、事業所、各種団体、関係機関との連携協力	
3	市役所内における男女共同参画の推進	
4	計画の推進状況の調査と公表	P41

計画の総合的な推進

第2章

計 画 の 内 容

本文中に掲載してあるグラフについて

- 小数点第2位を四捨五入してあるため、個々の比率の合計が100％にならないことがあります。また、複数回答の質問では比率の合計が100％を超えます。
- 「全体」には、性別が無回答の人数を含んでいるため、「男性」と「女性」の合計が一致しないことがあります。
- 市民意識調査の概要は参考資料に掲載しました。

基本目標1 とともに考える 男女共同参画社会をめざす意識づくり

男女共同参画社会の実現の大きな障害の一つになっているのは、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた「女だから、男だから」といった**固定的性別役割分担意識**です。男女がともに個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会にするためには、男女が互いに固定的性別役割分担にとらわれることなく、人生のあらゆる場面で多様な選択ができることが重要です。

その基礎を作るためには、教育、学習が大きな役割を果たします。男女共同参画について理解を進めるために、学校や家庭、地域、職場などあらゆる分野において、男女平等を推進する教育、学習を進めていくことが大切です。

男女共同参画は働く女性のためのものだと思われがちですが、男性や子ども、専業主婦などあらゆる立場の人にとっても必要なものだということも、合わせて周知していく必要があります。

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性とする性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

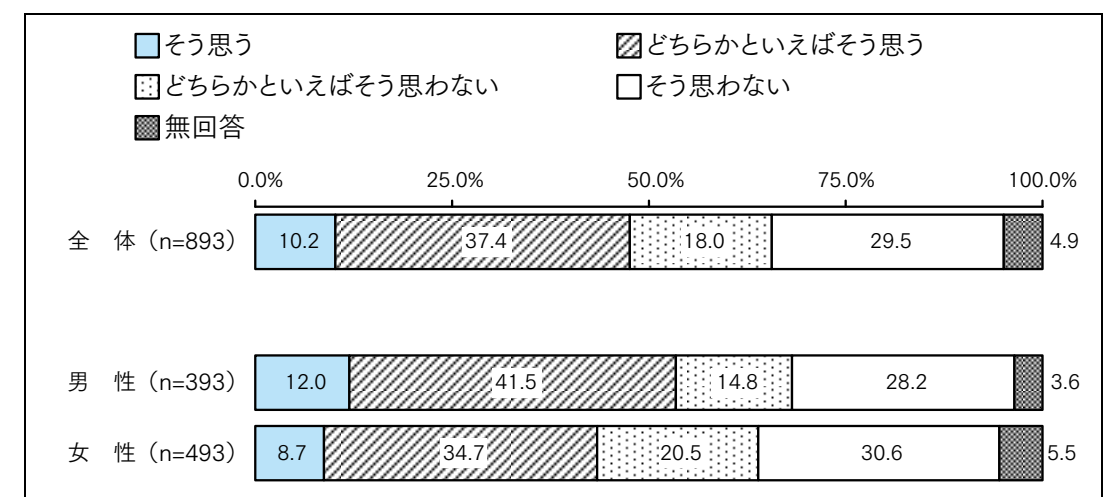
方針1 男女共同参画の理解の推進

【現状と課題】

平成23年度に実施した市民意識調査（以下「23年度意識調査」という。）では、「男は仕事、女は家庭を中心にするほうがよい」の考え方に「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計は、男性53.5%、女性43.4%でした。平成18年度の市民意識調査（以下「18年度意識調査」という。）の男性50.1%、女性45.6%と比べると意識の変化はあまりみられません。男性の片働きを前提にした社会制度や古くからのしきたりなどが、固定的性別役割分担意識を解消できない一因になっており、これらの見直しを進めていくための啓発が必要です。

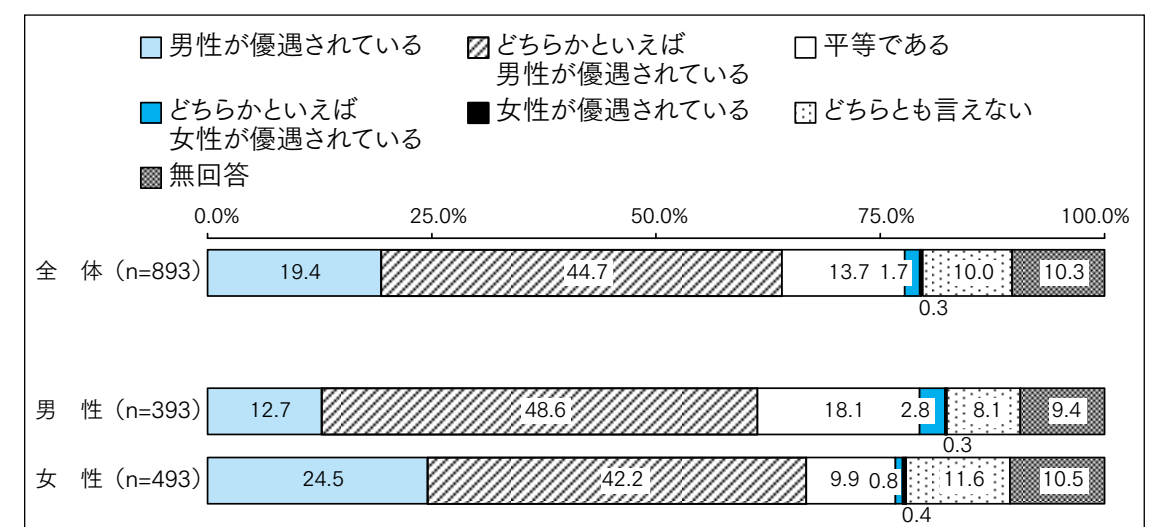
また、23年度意識調査をみると、男女共同参画に関する法律や用語についての認知度は低いです。男女共同参画社会とはどういう社会なのか、男女共同参画について正しく理解してもらうための周知や啓発を積極的に行う必要があります。

●「男性は仕事、女性を家庭を中心にするほうがよい」について



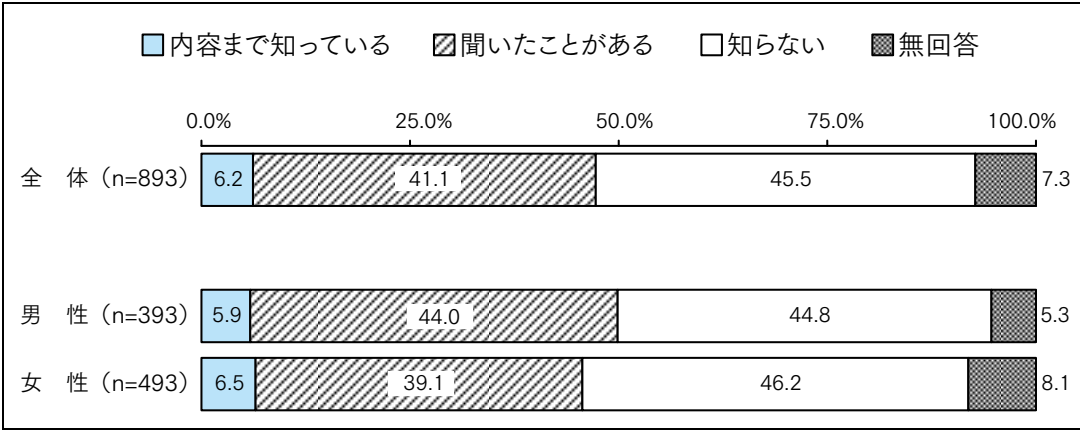
資料：平成 23 年度市民意識調査

●社会習慣（しきたり）についての男女の平等感



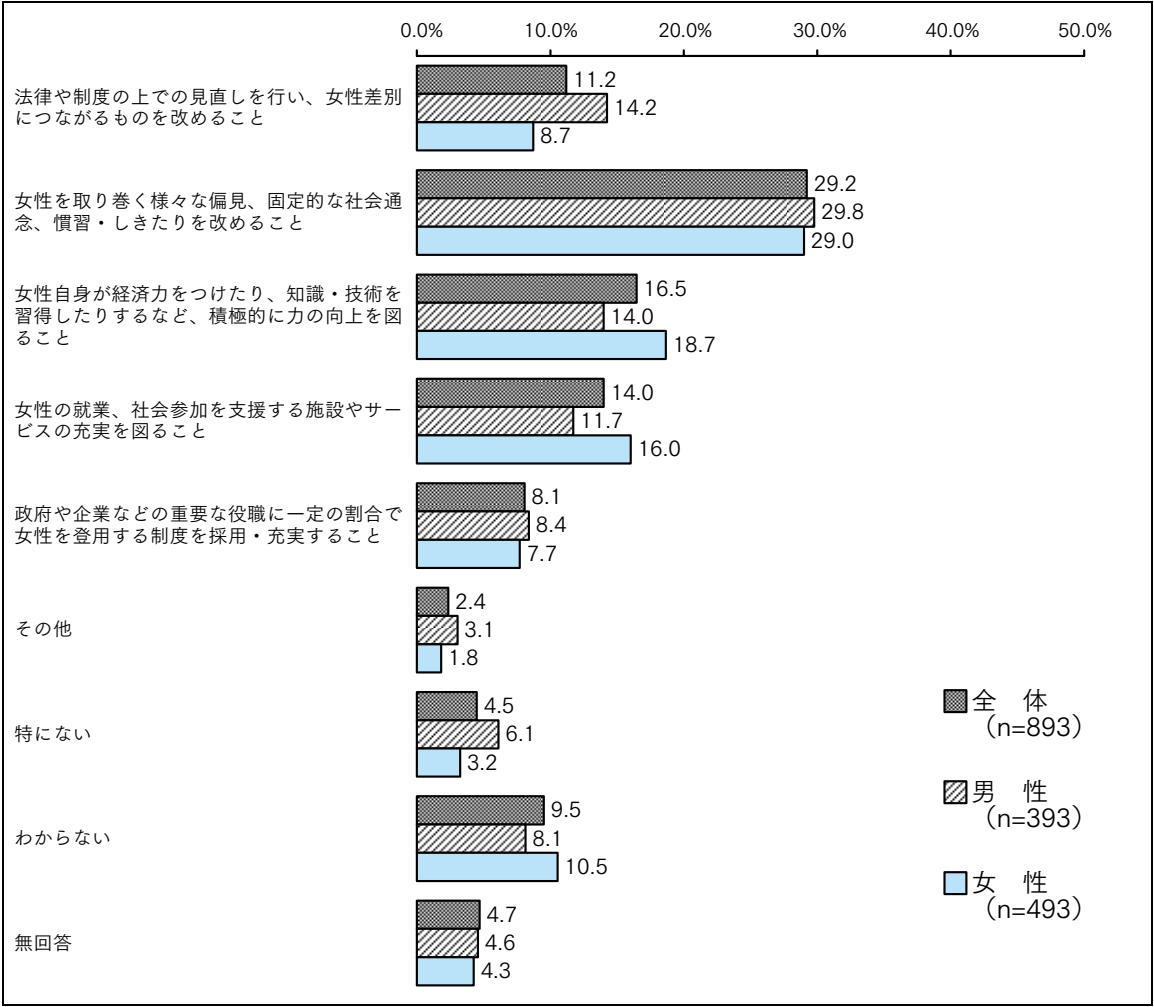
資料：平成 23 年度市民意識調査

●男女共同参画社会基本法について



資料：平成 23 年度市民意識調査

●男女平等社会推進のために最も重要なこと（複数回答）



資料：平成 23 年度市民意識調査

施 策		具体的事業	担当課
1	男女共同参画の啓発	男女共同参画について正しく理解してもらうように努めます。	
		1 広報媒体を利用して男女共同参画に関する情報を提供します。	地域振興課
		2 男女共同参画に関する講座や講演会などを実施します。	地域振興課 生涯学習課
2	社会制度・慣行・しきたりの見直しの啓発	3 各施設を通じて男女共同参画に関する情報を提供します。	地域振興課
		男女共同参画社会の形成を阻害している固定的性別役割分担意識の解消に努めます。社会の実態を把握するための情報収集や調査を行います。	
		4 【再掲】 広報媒体を利用して男女共同参画に関する情報を提供します。	地域振興課
		5 【再掲】 男女共同参画に関する講座や講演会などを実施します。	地域振興課 生涯学習課
		6 【再掲】 各施設を通じて男女共同参画に関する情報を提供します。	地域振興課
		7 市の刊行物において、男女共同参画の視点を持った表現に努めます。	地域振興課 (関係各課)
		8 男女共同参画に関する情報収集や調査を行います。	地域振興課

指標項目	18年度現状値	23年度現状値	28年度目標値
「社会慣習(しきたり)について」 平等になっていると思う人の割合	11.1%	13.7%	30%

一人ひとりができること	- 男女共同参画に関する講座や講演会に積極的に参加し、固定的な考えにとらわれない広い視野をもちましょう。 - 性別による固定的な役割分担意識について関心を持ちましょう。 - 行政やメディアが発信する情報を男女共同参画の視点でチェックしてみましょう。
-------------	--

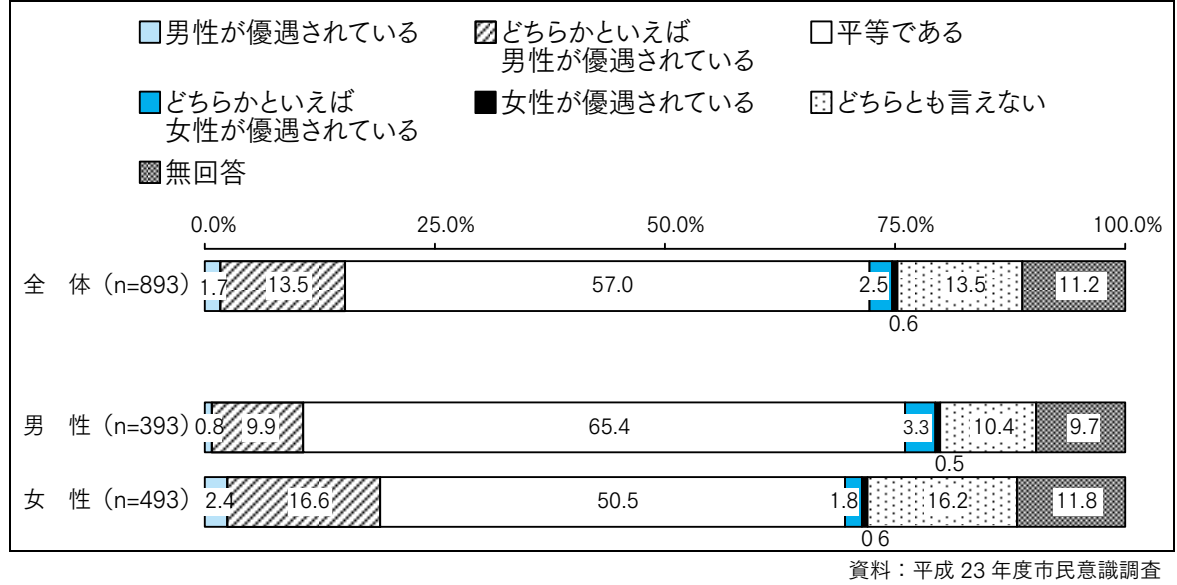
方針2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【現状と課題】

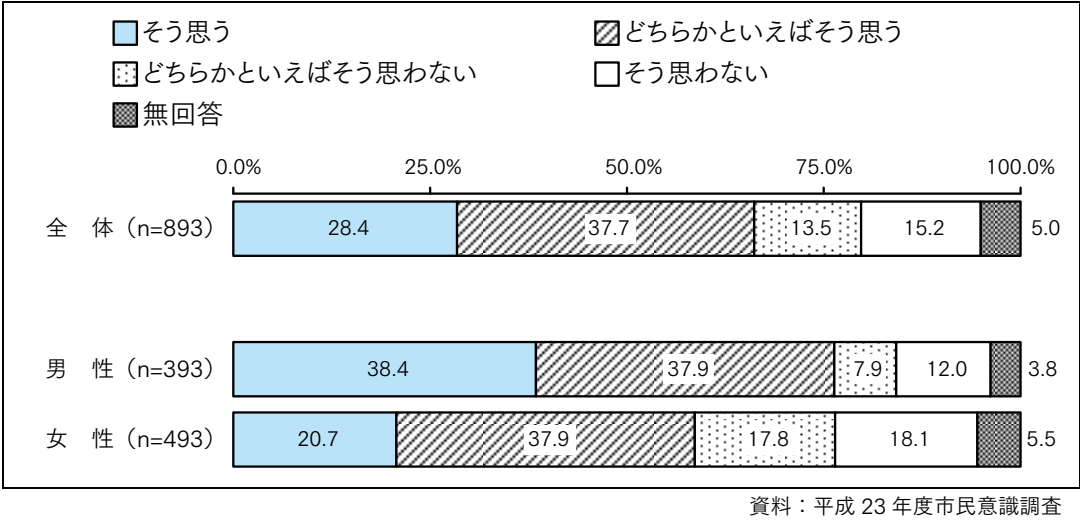
人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を図り、男女共同参画を正しく理解するためには、幼い頃からの教育、学習が重要になってきます。家庭だけではなく、幼稚園、保育園、学校での教育や学習は大きな役割を果たします。男女共同参画の視点に立った教育を推進するためには、教育に関わる保育者や教育関係者が男女共同参画について正しく理解するよう周知や啓発を行っていく必要があります。

23年度意識調査では、学校教育の場における男女の平等感については約6割と高いものの、家庭や職場、地域社会などにおける男女平等感は低く、あらゆる分野において、男女共同参画に関する教育、学習は大切です。子どもにかかわる大人たちが、男女の互いの人権を尊重し、男女共同参画を理解し、それを自らが実践していくことが重要で、そのための学習の機会を提供していくことが必要です。

●学校教育の場での男女の平等感について



●「男の子は男らしく、女の子は女らしくしたほうがよい」について



施 策		具体的事業	担当課
1	幼稚園、保育園、学校などにおける男女平等教育の推進	幼児期からの男女平等のための教育を推進します。	
		9 児童生徒に対して人権教育や男女平等の性教育等を指導・推進します。	学校教育課
		10 保護者や教職員等に対して男女共同参画について情報を発信したり、研修を行ったりします。	学校教育課
		11 保護者や教職員等が参画しやすい職場・学校環境を整備し、ミドルリーダー（主任クラス）の育成を目指します。	学校教育課
		12 保育者や保護者へ男女共同参画に関する情報を提供します。	子育て支援課
2	男女共同参画を理解するための学習機会の提供	13 男女ともに参画しやすい保護者会活動を推進します。	子育て支援課
		男女共同参画の理解と意識を高めるための学習機会の提供や学習できる環境を整備します。	
		14 【再掲】男女共同参画に関する講座や講演会などを実施します。	地域振興課 生涯学習課
		15 男女共同参画に関する図書を整備します。	生涯学習課

指標項目	18年度現状値	23年度現状値	28年度目標値
「学校教育の場で」平等になっていると思う人の割合	54.2%	57.0%	75%

一人ひとりができること	- 男女の平等について考えてみましょう。 「女だから」「男だから」ではなく「自分らしさ」を大切にしましょう。
-------------	--

基本目標2 ともに参画する 男女共同参画の社会づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる分野において男女がともに参画し、対等なパートナーとして社会を築いていくことが重要です。

しかし、この社会の人口の半分は女性であるにもかかわらず、政策・方針決定過程における女性の参画はまだまだ少ないのが現状です。国際的な統計においても、我が国の女性の参画度は低く、政治・経済分野だけではなく、地域社会や行政分野への参画が大きな課題になっています。

少子高齢化の進展、国内経済の低迷など社会情勢の変化で多様化するニーズに対応するためには、あらゆる分野において性別や年代にかかわらず多様な人材を活用することが不可欠になっています。

また、労働力の約4割は女性ですが、女性はパートタイムなど非正規雇用が多く、労働環境や労働条件、待遇面において正規雇用と格差があります。正規雇用であっても女性の賃金は男性の約7割と低く、格差の是正は大きな課題です。

農業や自営業において女性は大きな役割を果たしていますが、仕事に加え家事・育児・介護の負担も担っている場合が多く、これらを含めた時間は、男性に比べ多くなっています。

女性が働きやすい環境を整えていくことは、男性の働き方の見直しにもつながるとともに、今後労働力の減少が懸念される我が国において、女性の労働力を活用し、活力ある社会をつくるうえで欠かせないものです。

方針1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性参画の推進

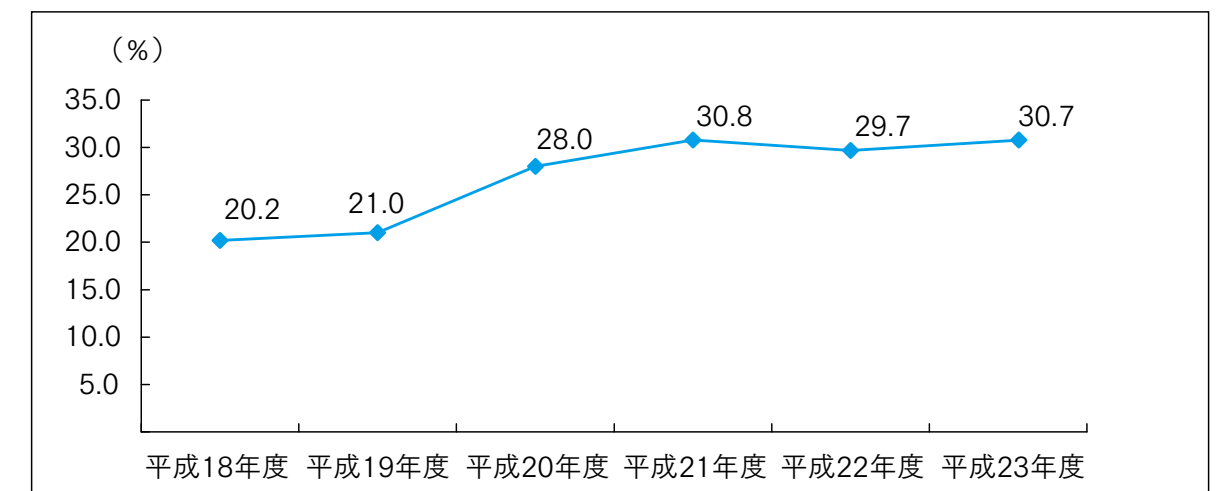
【現状と課題】

燕市においては、各種審議会等における女性委員の登用率は30.7%（平成23年度）で、目標としていた35%（燕市男女共同参画推進プラン目標値）に及ばず、女性委員がない各種審議会等もあります。また、地域や事業所などにおいても方針決定過程への女性の参画は少ないのが現状です。

特に、防災や被災時、復興時における女性の参画はこれからの課題です。被災時における女性や子ども、高齢者、障がい者などのニーズを把握し、きめ細かな対応が求められています。もちろん、復興計画にはそこに住むさまざまな人々の意見を反映させていかなければなりません。防災にも男女共同参画の視点を取り入れた体制づくりが必要です。

男女が対等な立場で積極的に社会づくりにかかわっていくためには、あらゆる分野においてさらなる女性の参画が求められます。

●燕市の各種審議会等における女性委員の割合について



資料：地域振興課

施 策		具体的事業	担当課
1	市の各種審議会等への女性参画の推進	市の施策に女性の意見が反映されるよう、各種審議会等へ女性委員を積極的に登用します。	
		16 市の各種審議会等への女性委員の登用を推進します。	総務課
		17 女性委員の登用状況を定期的に調査し、公表します。	地域振興課
2	防災、被災時、災害復興時の女性参画の推進	防災（被災時・復興時）における固定的性別役割分担をなくし、男女共同参画を推進するとともに、女性に配慮した取り組みを行います。	
		18 女性の人権尊重に配慮して地域防災計画を策定します。	防災課
		19 自主防災組織への女性の参画を働きかけます。	防災課
3	事業所、各種団体等における女性参画の推進	事業所や各種団体等においても女性の意見が反映されるよう、男女共同参画を推進します。	
		20 事業所などへ女性登用を働きかけます。	商工振興課
		21 農業関係団体へ女性の登用を働きかけます。	農政課
		22 事業所や各種団体等における男女共同参画の啓発を行います。	地域振興課
		23 ハッピー・パートナー企業 （新潟県男女共同参画推進企業）の登録を推進します。	地域振興課 商工振興課

指標項目	18年度現状値	23年度現状値	28年度目標値
各種審議会等における女性委員の割合	20.2%	30.7%	35%
ハッピー・パートナー企業 （新潟県男女共同参画推進企業）の登録数	—	12社	20社

一人ひとりができること	- 積極的に女性を登用しましょう。 「男性は主要な業務、女性は補助的業務」と決めつけないようにしましょう。 - 女性も積極的に参画しましょう。
-------------	---

ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）

新潟県では、男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業を「ハッピー・パートナー企業」として登録し、その取り組みを支援しています。

方針2 地域・家庭における男女共同参画の推進

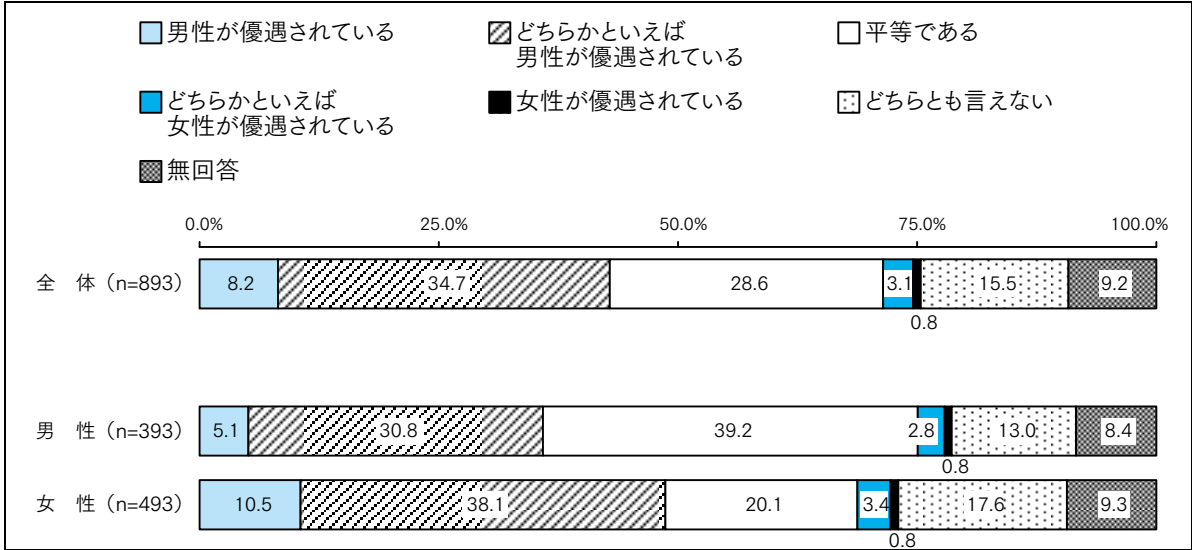
【現状と課題】

私たちにとって身近な暮らしの場である地域活動と家庭生活における男女共同参画の推進は、社会全体への推進につながっていく第一歩になります。

地域社会における人間関係の希薄化や、単身世帯の増加など家族形態の変化など地域を取り巻く環境は変化してきています。しかしながら、福祉や子育て支援、防災の分野などでは地域の役割の重要性は高まっています。これからの地域づくりには、「地域の課題は地域で解決する」という課題解決に向けた実践的活動が求められています。古くからの慣習のためか、地域の役員といえば男性というのが一般的になっており、燕市においても女性の自治会長が少ないのが現状です。さまざまな課題を解決するためには多様な考え方が必要になり、そのためには性別にかかわらず、あらゆる年齢層の参画が必要になっています。

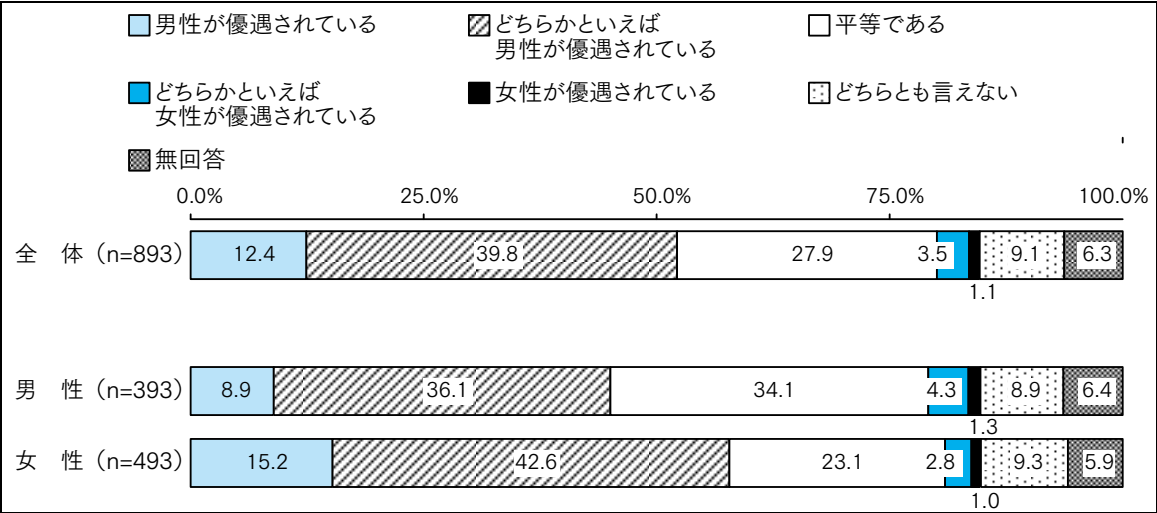
家庭においても、特に若い世代では男性の育児や家事参加は進んではいますが、家事や育児、介護は依然として女性が主に担っているのが現状です。23年度意識調査で、働いている人が家事・育児・介護などに費やす一日の平均時間は、男性が1時間12分、女性は4時間12分でした。同じく通勤時間を含む収入を得る仕事に使う平均時間は、男性9時間45分、女性8時間4分で、合計すると男性10時間57分、女性は12時間16分となりました。「男性は仕事、女性は家事育児」など家庭内の役割を固定することなく、その役割を見直し、協力していくことが必要です。家庭生活が次代を担う子どもに与える影響は大きいため、家庭から男女共同参画を実践していく基礎をつくることが重要です。

●地域の中での男女の平等感について



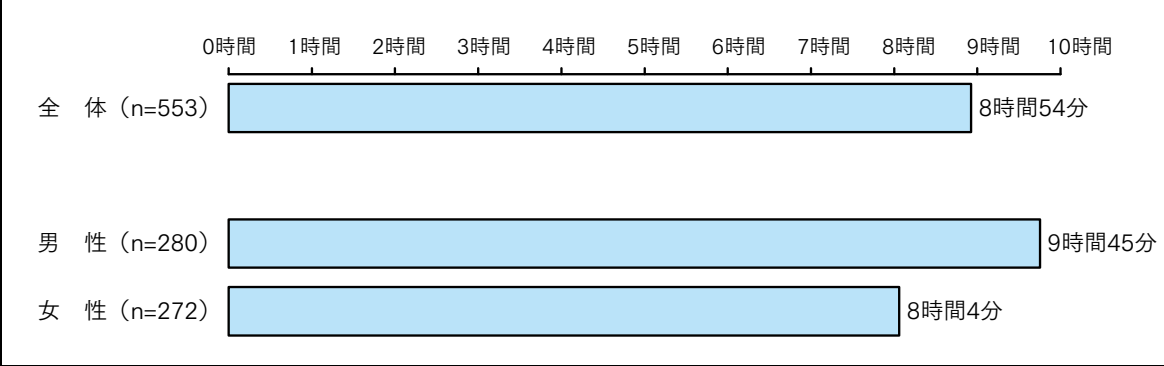
資料：平成23年度市民意識調査

●家庭の中での男女の平等感について



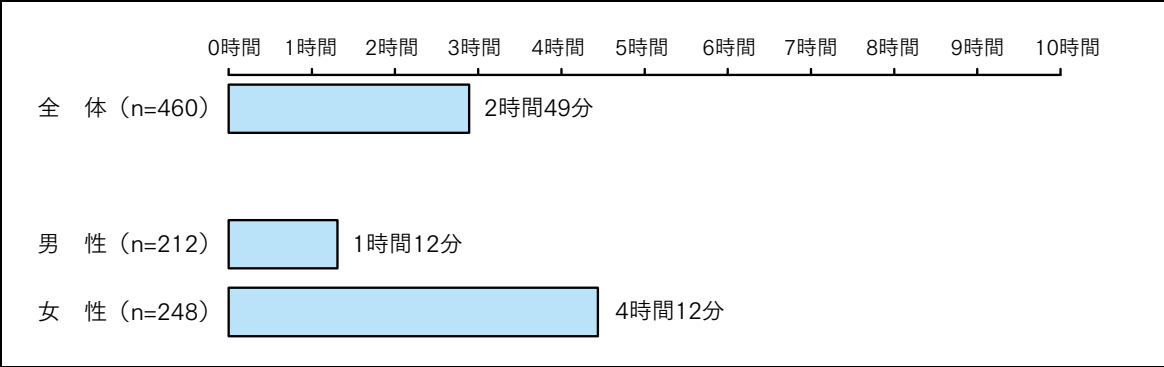
資料：平成 23 年度市民意識調査

●平日の収入を得る仕事に使う時間について



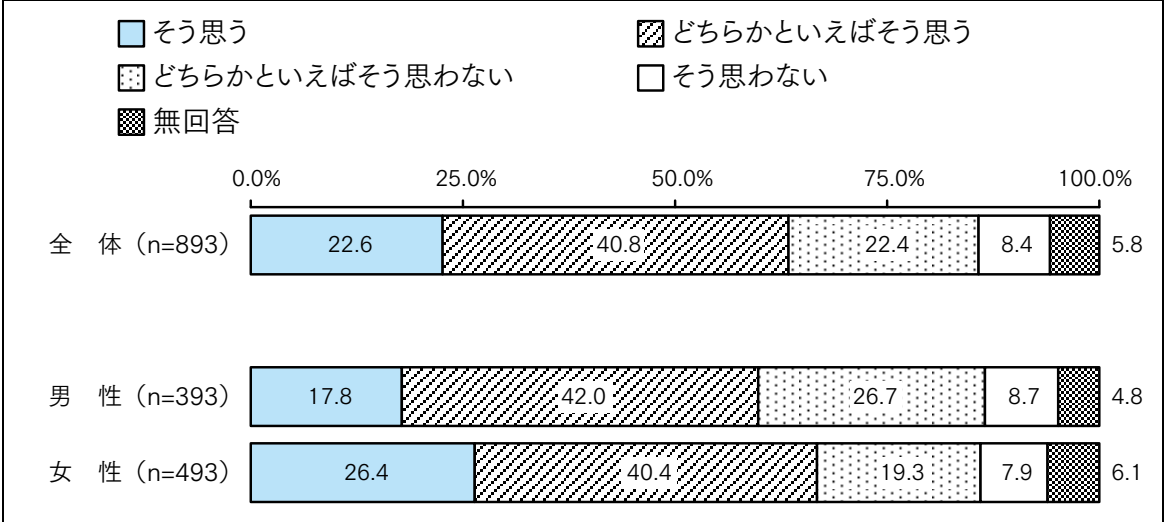
資料：平成 23 年度市民意識調査

●働いている人の平日の家事・育児・介護などの時間について（回答した人）



資料：平成 23 年度市民意識調査

●「男性も女性と平等に家事をすべきである」について



資料：平成 23 年度市民意識調査

施 策		具体的事業	担当課
1	地域における男女共同参画の推進	地域における様々な課題を解決するために、方針決定過程への女性の参画を推進します。	
		24 自治会長や自治会役員に女性登用を働きかけます。	総務課
		25 まちづくり協議会の役員に女性登用を働きかけます。	地域振興課
		26 地域活動における男女共同参画の啓発を行います。	地域振興課
		27 団体活動の情報収集と活動支援を行います。	地域振興課
2	家庭における男女共同参画の推進	男女が互いに家庭での役割を見直し、ともに家事、育児にかかわり、ともに支え合う家庭づくりを推進していきます	
		28 家庭に向けた男女共同参画の啓発を行います。	地域振興課
		29 家庭教育のための学習会を充実します。	生涯学習課
		30 男性の家事参加や子育て参加を推進するための事業を実施します。	健康づくり課 子育て支援課 生涯学習課

指標項目	18年度現状値	23年度現状値	28年度目標値
「地域社会の中で」平等になっていると思う人の割合	25.4%	28.6%	45%
「家庭の中で」平等になっていると思う人の割合	21.7%	27.9%	40%

一人ひとりができること	・積極的に地域活動に参加しましょう。 ・子育てや家事など家庭における役割分担について話し合ってみましょう。
-------------	--

方針3 女性の就業環境の整備

【現状と課題】

23年度意識調査で、働いている男女への「仕事の内容や待遇面で、女性は男性に比べて不当に差別されていると思うか」の問いに、男性10.4%、女性は15.2%が「差別されていると思う」と回答しています。その内容で一番多かったのは「賃金・昇給・手当」で、次に「仕事の内容や人事異動・配置」でした。近年は、女性だけでなく男性の非正規雇用も増え、不安定な雇用、低賃金、低待遇などが大きな社会問題になっていますが、女性は、男性との賃金格差に加え、男性に比べてパート労働などの非正規雇用が多いため正規・非正規雇用における賃金格差もあり、生涯にわたる収入や年金の面で、現役時代だけでなく老後における女性の経済的自立も厳しい状況です。女性には出産・育児などで退職する「**M字カーブ問題**」もあり、女性が継続して就業できる環境づくりや再就職へ支援、**セクシュアル・ハラスメント**の防止など、女性が働きやすい環境づくりが求められています。

燕市においては、自営業や農業に従事する女性が多いため、対等なパートナーとして経営に参画し、女性が家族労働者として果たしている役割が正當に評価されることが必要です。

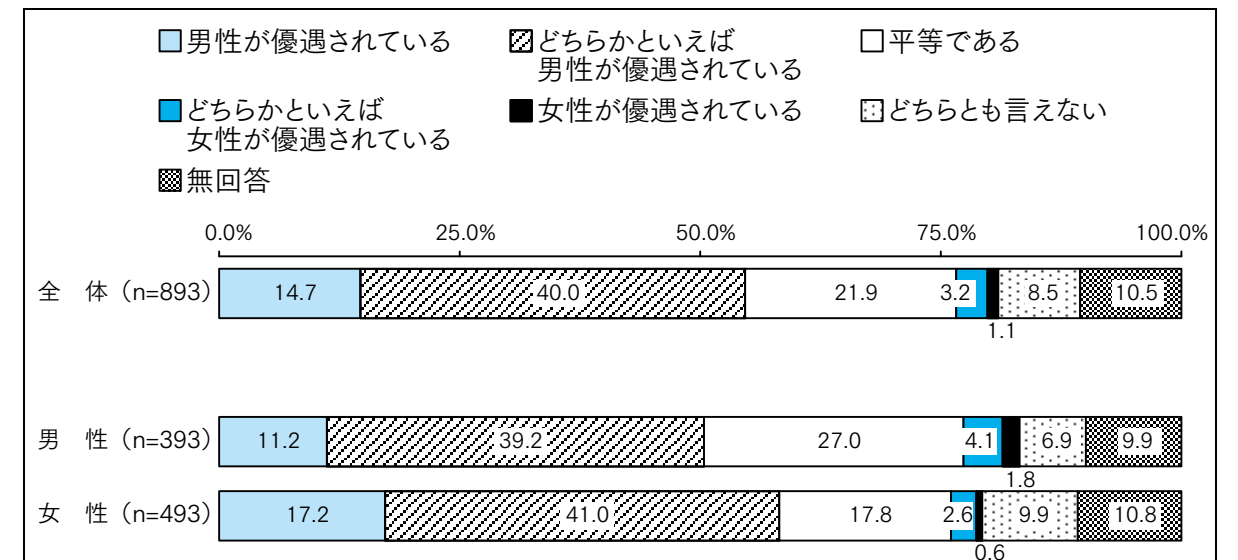
M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に退職し、子育てが一段落すると再就職するためである。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

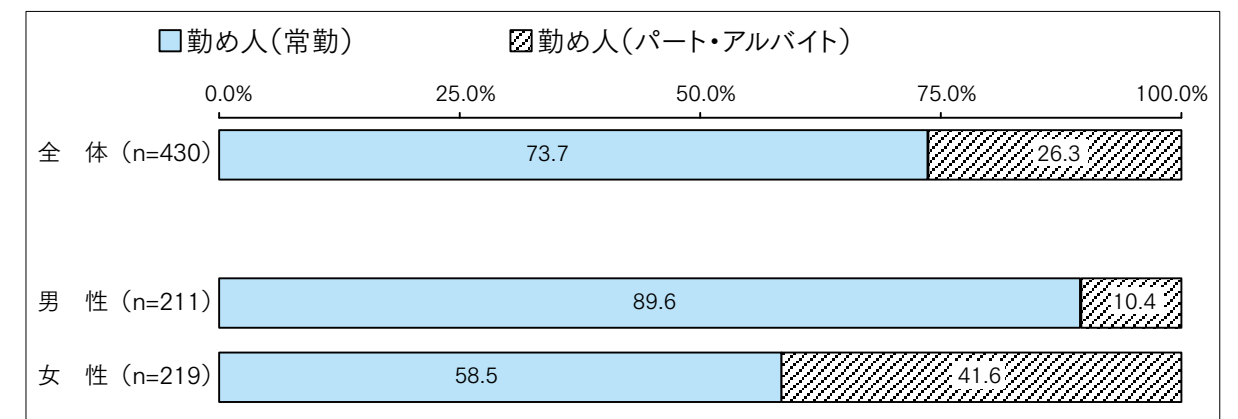
性的嫌がらせを意味します。相手の意に反する性的な言動によって、相手に不利益を与えたり、また、性的言動により相手に不快な思いをさせたりすること。

●職場の中での男女の平等感について



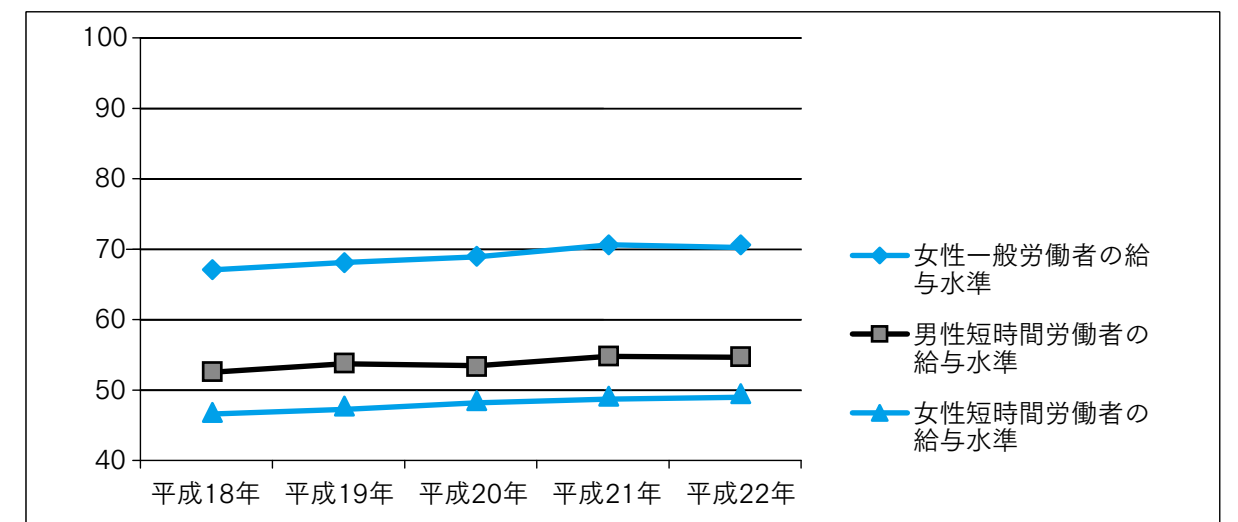
資料：平成23年度市民意識調査

●男女の雇用形態について



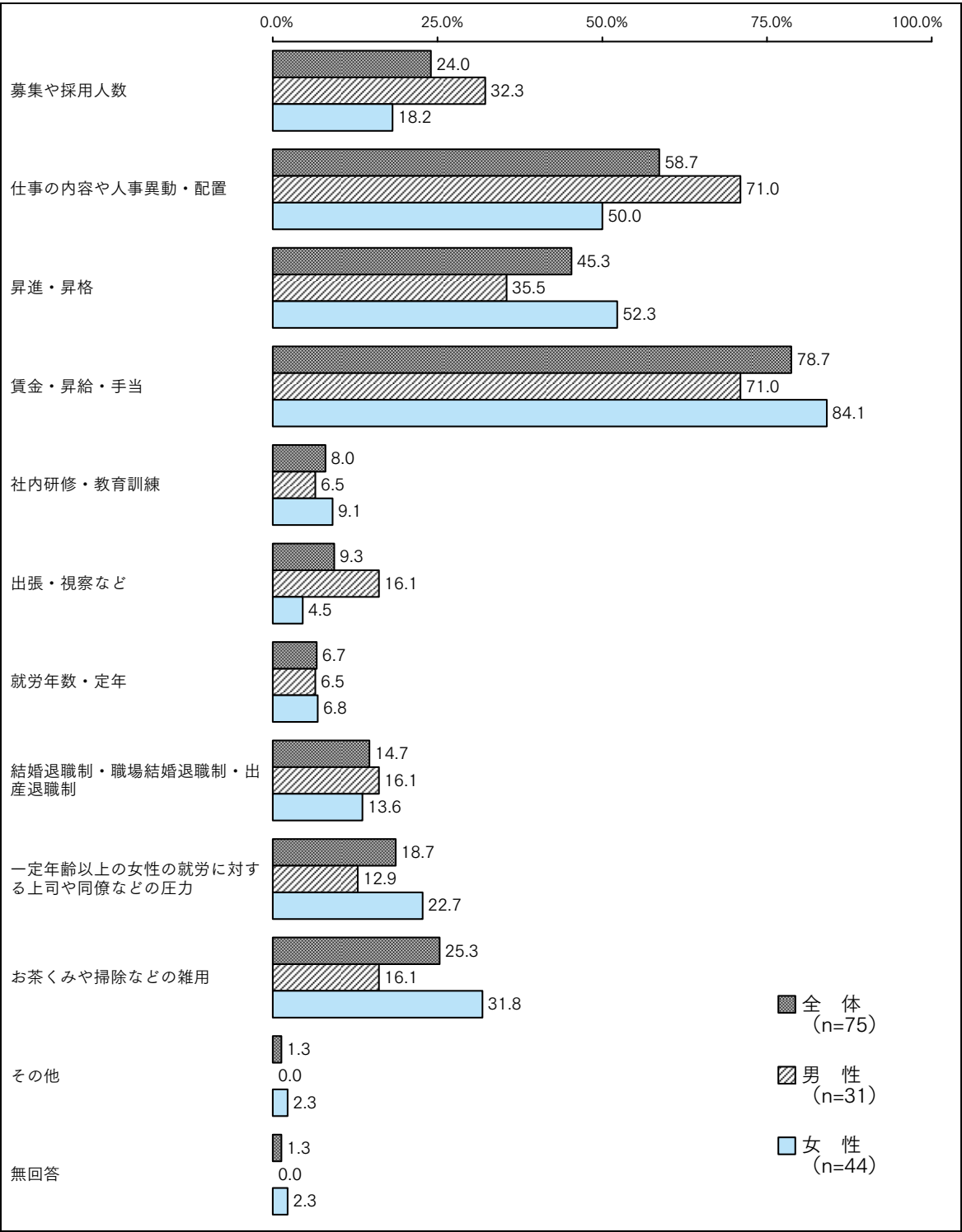
資料：平成23年度市民意識調査

●労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移(男性一般労働者を100とした場合)について



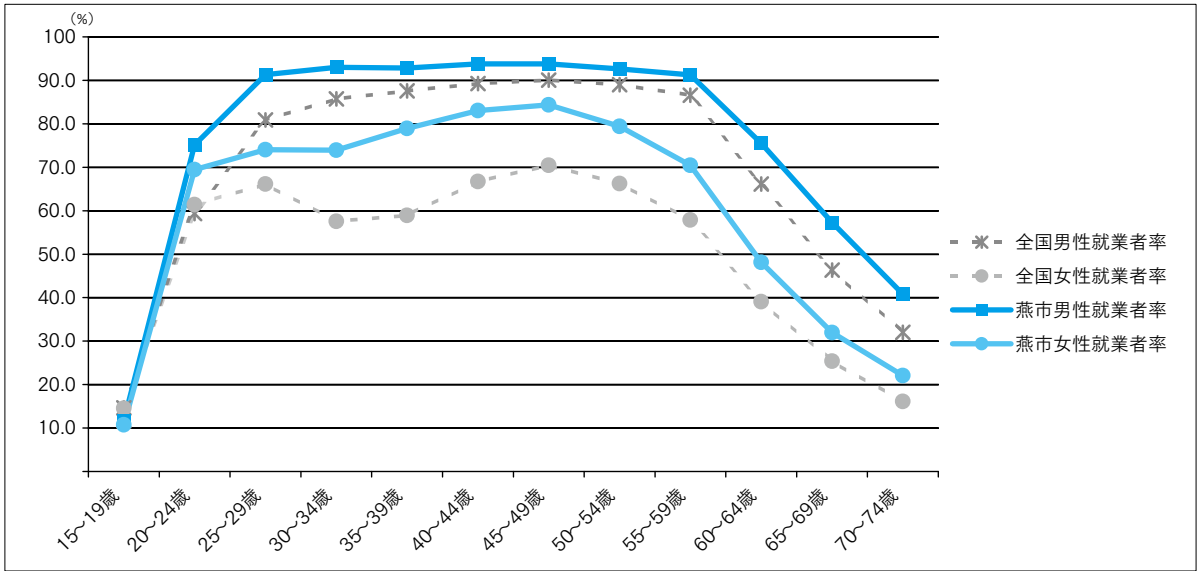
資料：内閣府男女共同参画局

●職場における男女差別の内容について（複数回答）



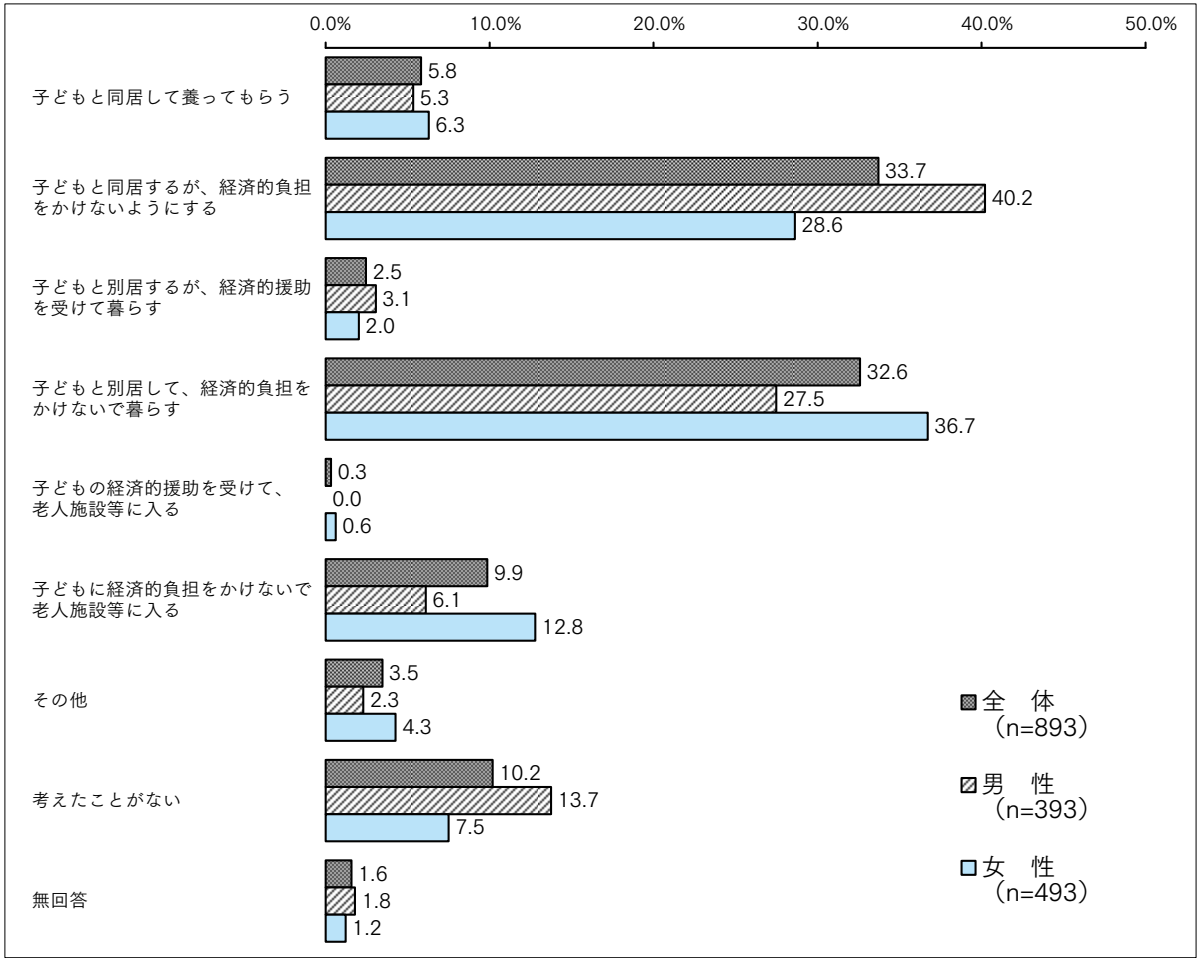
資料：平成 23 年度市民意識調査

●年齢階級別就業率の推移について



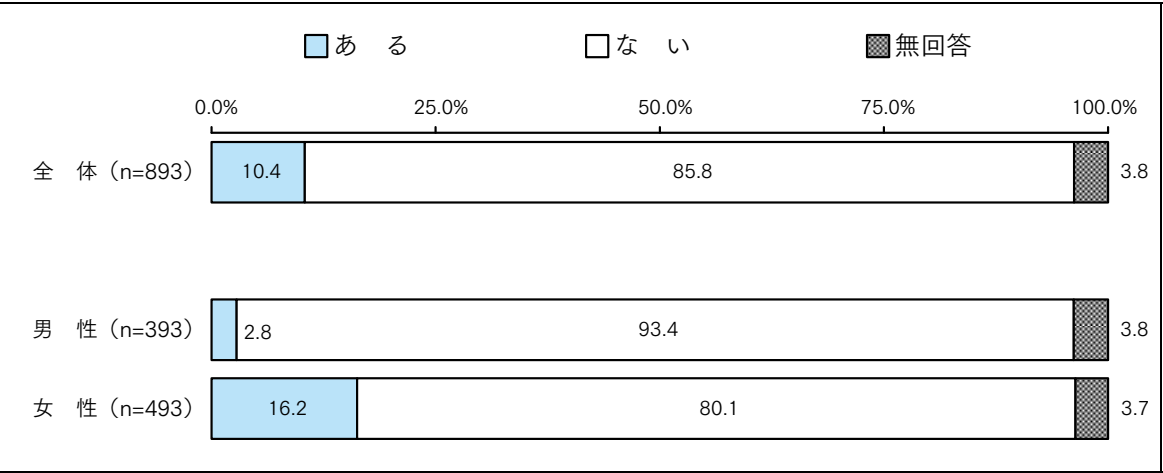
資料：国勢調査

●老後の家族形態について



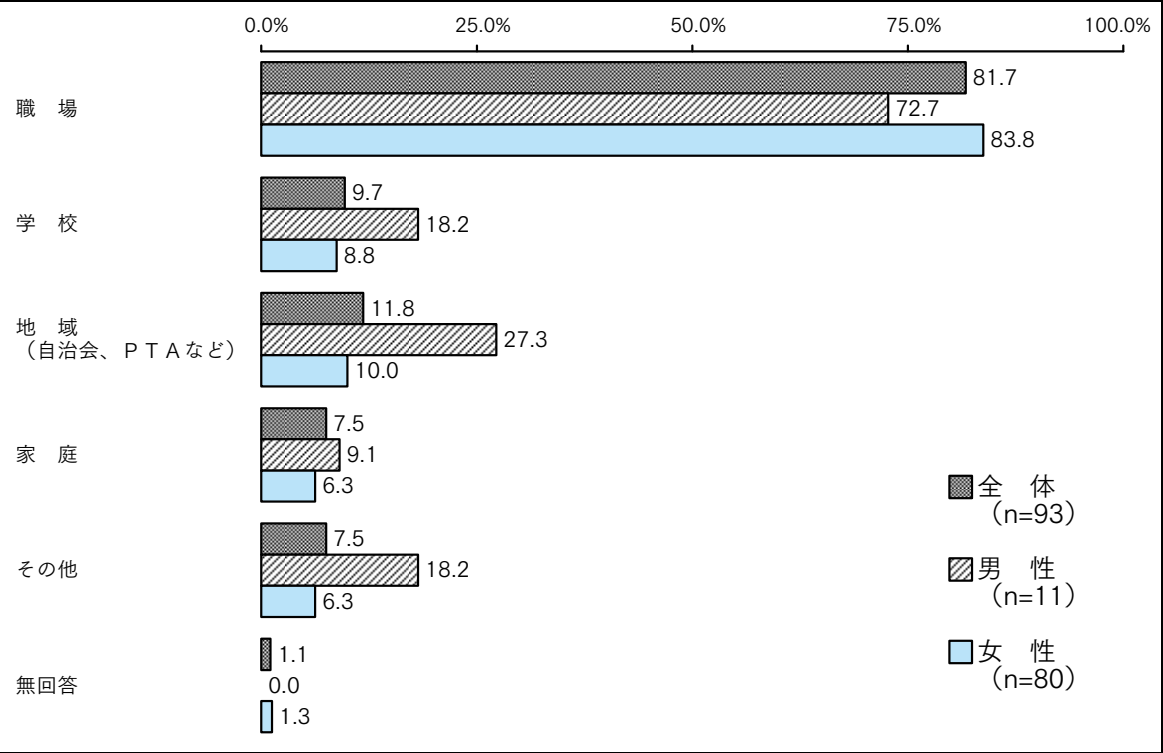
資料：平成 23 年度市民意識調査

●セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の被害経験について



資料：平成 23 年度市民意識調査

●セクシュアル・ハラスメントを受けた場所について



資料：平成 23 年度市民意識調査

家族経営協定（P25）

農業経営を担っている世帯全員が話し合っ

施 策		具体的事業	担当課	
1	農業や自営業における女性の就業環境の整備	農業や自営業において、女性が働きやすく、活躍できる環境づくりを推進します。		
		31	自営業における女性の経営参画を啓発します。	商工振興課
		32	家族経営協定締結の普及に努めます。	農政課
		33	生産経営の担い手としての知識と技術を取得するための情報を提供します。	農政課
		34	女性の起業のための支援をします。	商工振興課 農政課
2	職場における女性の就業環境の整備	男女の均等な雇用と待遇を確保し、働きやすい職場環境づくりを推進します。		
		35	労働基準法、男女雇用機会均等法、その他関係法令を周知します。	商工振興課
		36	パートタイム労働（非正規雇用）条件向上のために関係法令を周知します。	商工振興課
		37	セクシュアル・ハラスメント防止を啓発します。	商工振興課
		38	セクシュアル・ハラスメントの相談窓口を周知します。	商工振興課
		39	職場での健康管理体制を充実します。	健康づくり課
3	女性の再就職と継続就業のための支援	再就職のための情報提供や継続して就業できるように支援します。		
		40	育児・介護休業法を周知します。	商工振興課
		41	労働の場における母性保護を周知します。	商工振興課
		42	再就職のための情報提供や支援をします。	商工振興課
		43	職業能力を開発するための情報提供や支援をします。	商工振興課 健康づくり課

指標項目	18年度現状値	23年度現状値	28年度目標値
「職場の中で」平等になっていると思う人の割合	15.0%	21.9%	35%
セクハラ	20.4%	16.2%	0
家族経営協定の締結農家数	26戸	27戸	45戸

一人ひとりができること	- 労働基準法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法の趣旨を理解し推進していきましょう。 - 積極的にセクシュアル・ハラスメントの防止に努めましょう。 - ともに対等なパートナーであるということを認識して仕事の役割について見直していきましょう。
-------------	--

基本目標3 ともに暮らす 男女共同参画の環境づくり

少子高齢化が深刻化するなかで、社会経済活動を活性化させ、すべての人がいきいきと安心して暮らすためには、地域や家庭、職場で男女がともに参画できる社会づくりが必要です。性別役割分担意識から解放され、多様な生き方を選択できることが、個人の能力を引き出し、生かすことを可能にします。

男性も女性も、仕事だけ、家事・育児だけではなく、その両方と趣味やボランティア活動などを楽しむことができる社会を作っていくことが必要です。そのためには、働き方の見直しを進めるとともに、育児や介護に対する支援を充実していくことが求められています。

また、健康な生活は誰もが願っていることですが、特に女性は妊娠・出産する性であるため、そのことに配慮した健康支援が大切です。近年は生物学的な男女差に基づく医療も研究されており、いっそうの充実が望まれます。

そして、安心して暮らすことが出来るためには、暴力のない社会をつくることが大切です。男性から女性への暴力は、男女の不平等な関係も原因の一つになっています。暴力を許さない社会をつくることは、男女共同参画社会を実現するためにはとても重要なことです。

方針1 仕事と家庭生活や地域活動が両立できる環境の整備

【現状と課題】

「男性の望ましい生き方」について、23年度意識調査では「家庭生活・地域活動と仕事を同じように両立させる」という回答が約50%で男女ともに最も多く、18年度意識調査では「仕事を優先させる」という回答が男女ともに約50%で最も多く、「両立させる」は男女ともに約30%でした。この結果をみると、男性の生き方に対する意識は大きく変わってきています。

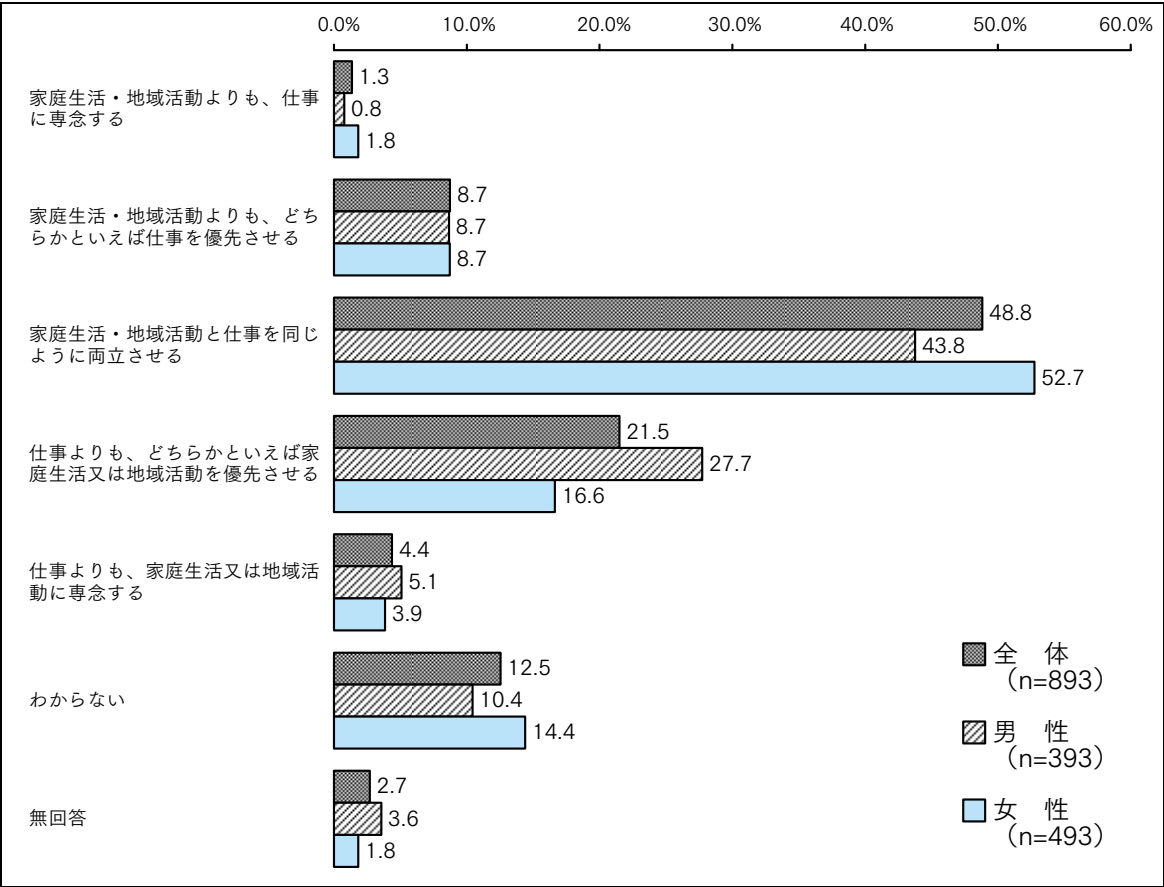
しかし、男性が家事・育児・介護にかかわる一日の平均時間は女性の約3分の1で、家事や育児などを主に女性が担っている現状もあり、男女ともに仕事と家庭生活や地域活動が両立できるようにしていくことが求められています。23年度意識調査で、「女性が働き続けるために必要なこと」として一番多かったのは、男女ともに「育児休業制度の充実」でした。次いで男性は「保育サービス（早朝・延長・休日・夜間・病後児・乳児保育）などの整備充実」をあげ、女性は「女性が働くことに対する家族や周囲の理解と協力」をあげています。

仕事と生活の調和が実現した社会は、健康を維持し、個人のライフスタイルやライフサイクルに合わせた多様な働き方の選択が可能になります。男性は仕事中心の生活が見直され、育児・介護・家事や地域活動に参加する時間を確保することができ、一方、女性は仕事と家庭生活などとの両立が可能になります。そのためには企業へ仕事と育児や介護が両立できる職場環境の整備を働きかけることも必要ですが、一人ひとりが働き方の見直しや**仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）**の必要性を認識することも必要です。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

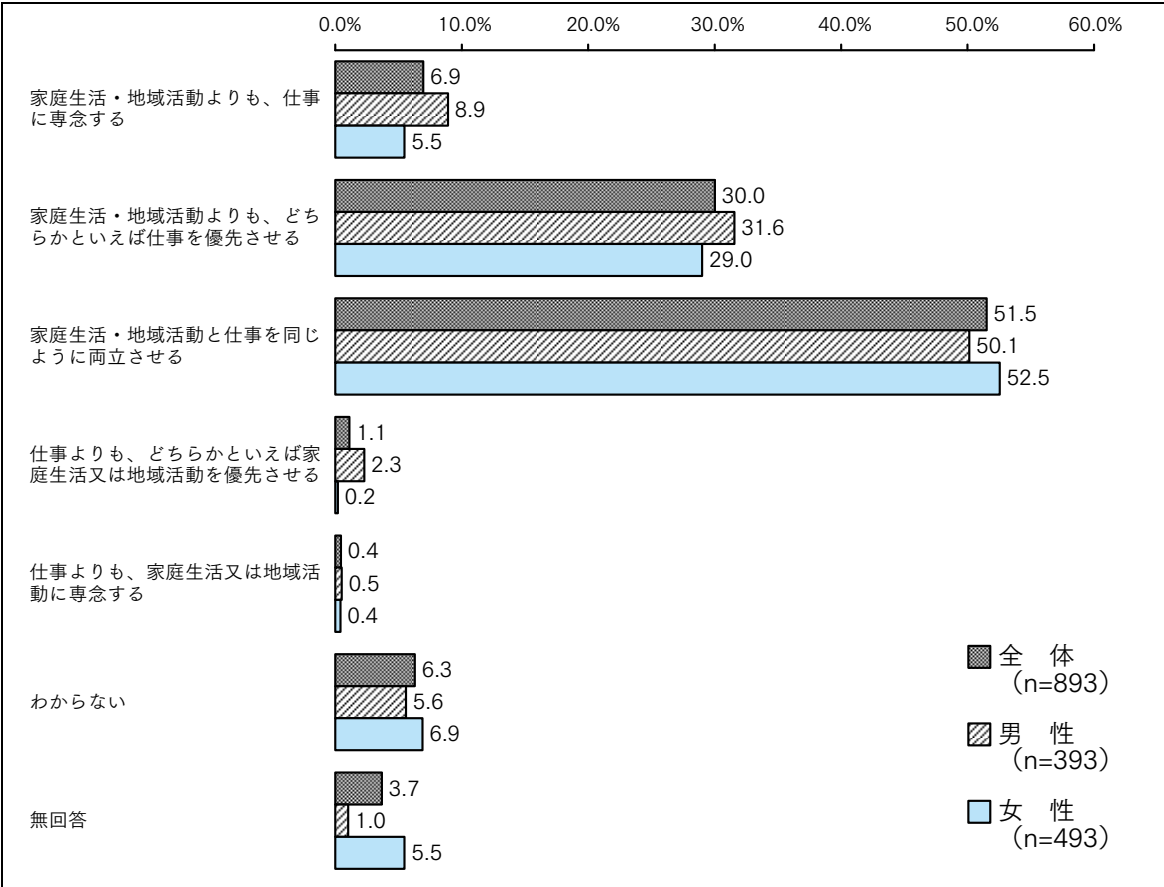
ワーク・ライフ・バランスが実現した社会は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会である。

●女性の望ましい生き方について



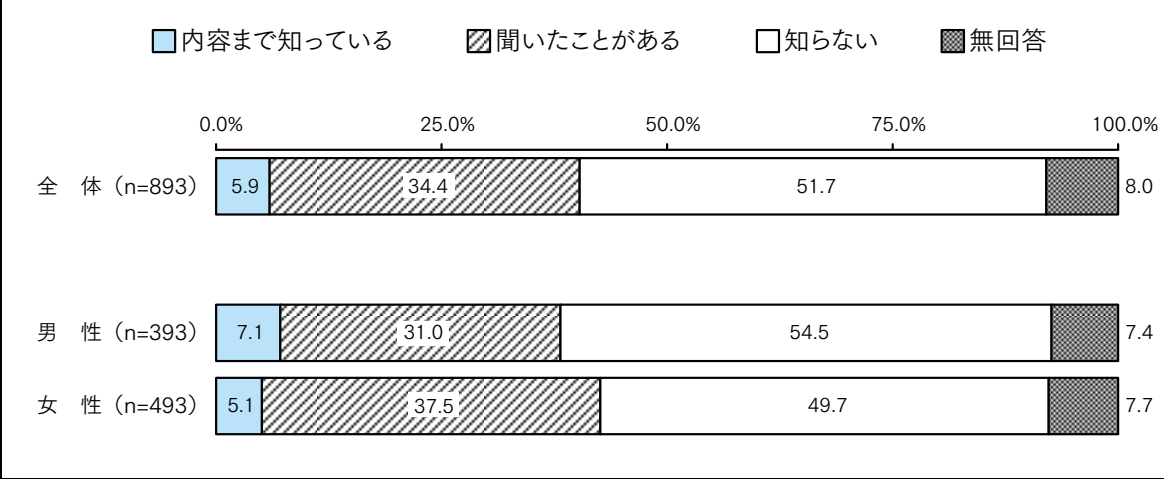
資料：平成 23 年度市民意識調査

●男性の望ましい生き方について



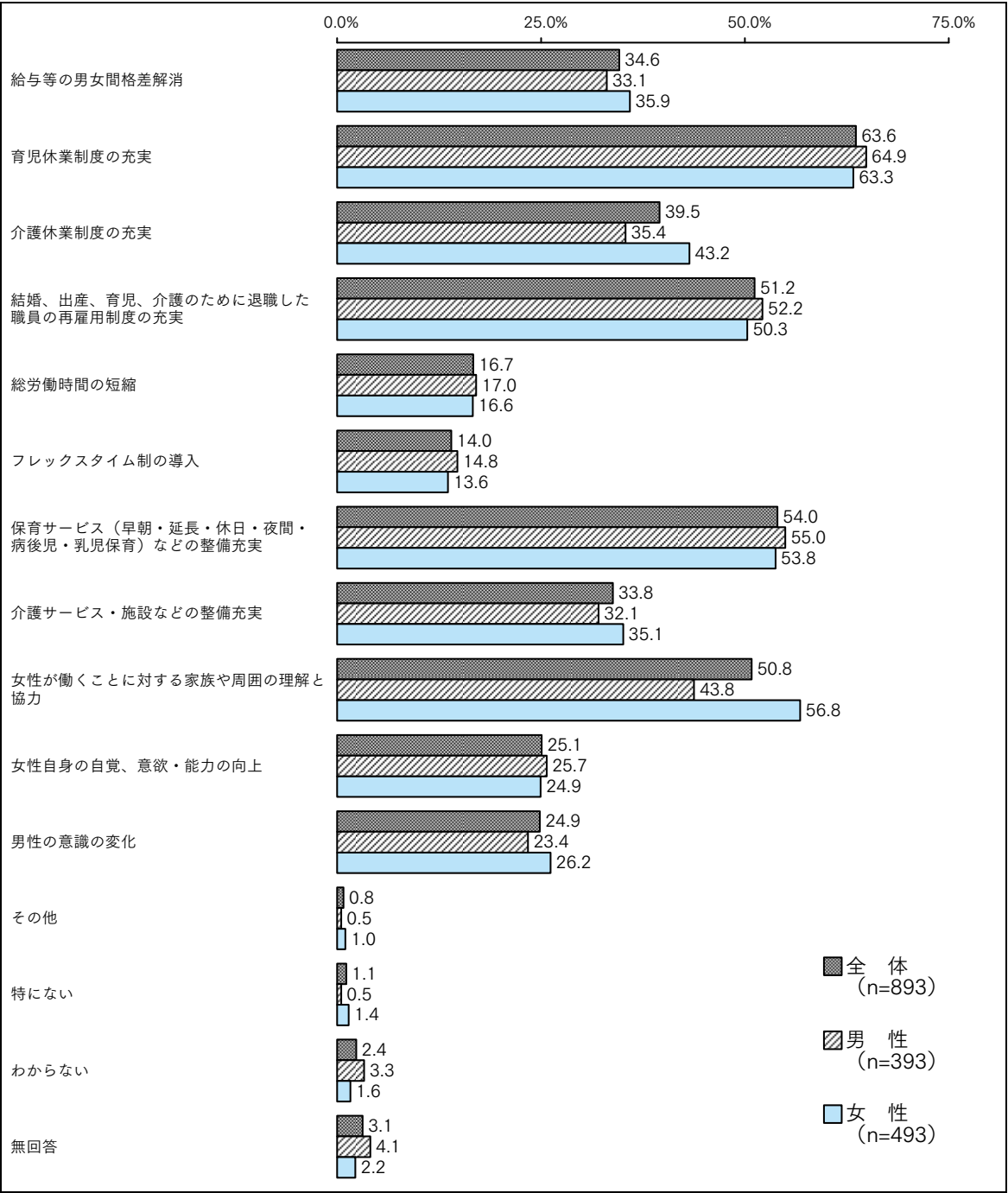
資料：平成 23 年度市民意識調査

●「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」について



資料：平成 23 年度市民意識調査

●女性が働き続けるために必要なこと（複数回答）



資料：平成 23 年度市民意識調査

施策		具体的事業	担当課
1	男女がともに働きやすい労働環境の整備	仕事と生活の調和がとれるよう働き方の見直しを推進します。	
		44 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について啓発します。	地域振興課 商工振興課
		45 【再掲】 ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）の登録を推進します。	地域振興課 商工振興課
		46 【再掲】 育児・介護休業法を周知します。	商工振興課
2	多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実	様々なライフスタイルに対応できるよう子育て・介護支援を充実します。	
		47 延長保育、早朝保育、乳児・未満児保育、障がい児保育、一時保育などの保育サービスを充実します。	子育て支援課
		48 病後児保育の実施を検討します。	子育て支援課
		49 児童の放課後の居場所を充実します。	子育て支援課
		50 ファミリー・サポート・センターを充実します。	子育て支援課
		51 地域子育て支援拠点事業を充実します。	子育て支援課
		52 地域包括支援センターの運営を充実します。	福祉課
		53 介護保険サービスを充実します。	福祉課
		54 家族介護者交流事業を充実します。	福祉課
		55 介護予防サービスを推進します。	福祉課
		56 在宅福祉サービスを充実します。	福祉課
		57 ひとり親家庭等医療費を助成します。	保険年金課

指標項目	18年度現状値	23年度現状値	28年度目標値
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度（内容まで知っている）	—	5.9%	50%
ファミリー・サポート・センターの会員数	263人	381人	400人

一人ひとりができること	・仕事と生活の調和について、事業主と従業員が一緒に考えて考えましょう。 ・子育てや家事など家庭における役割分担について見直していきましょう。
-------------	--

方針2 生涯にわたる健康支援

【現状と課題】

男女がともに互いの身体的特徴や違いを十分に理解し合い、思いやりの気持ちを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成していくうえで重要なことです。女性は妊娠・出産する可能性があり、男女では異なった健康上の問題があるということを社会全体で認識することが重要になっています。特に女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期と生涯にわたり健康の保持増進できるような対策をとる必要があります。**リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）**の理念のもと、生涯を通じて心と身体の健康状態に応じて適切に自己管理、自己決定を行うことができるようにする健康教育、健康相談、情報提供など健康づくりを充実させていく必要があります。

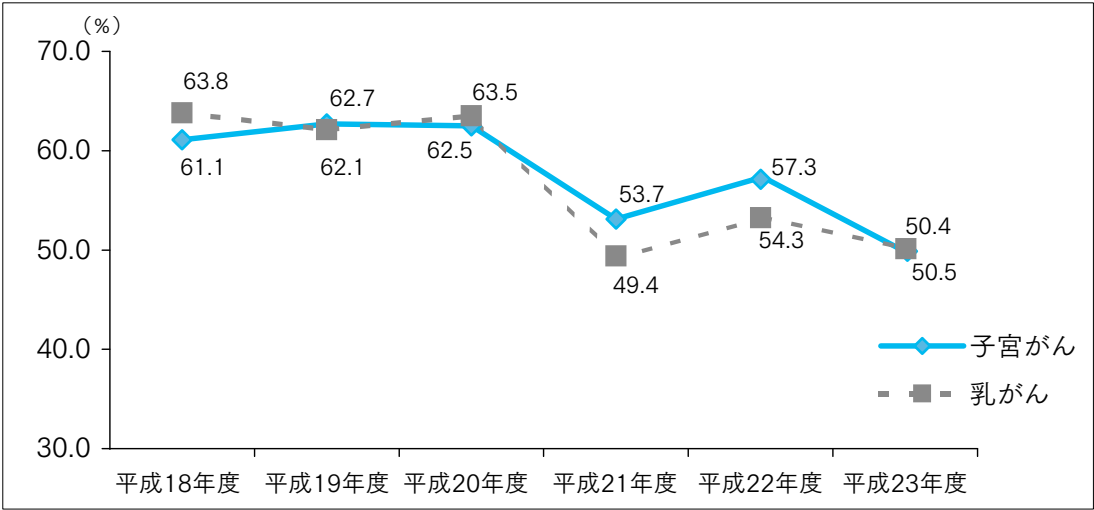
食生活の変化による栄養の偏りや食習慣の乱れなどは、肥満や生活習慣病を引き起こし、健康へ悪影響を及ぼすため、子どもの頃からの正しい食習慣や食に関する知識も必要です。また、スポーツに親しみながら、健康づくりの大切さを伝え健康増進を図っていくことも必要です。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動要領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であることを指す」とされています。

リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する権利及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

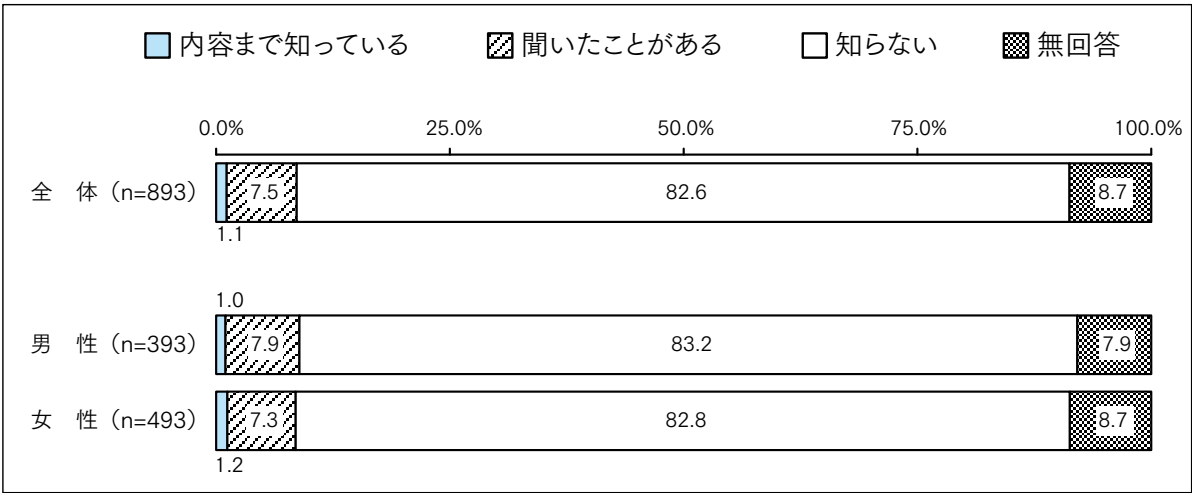
●子宮がん・乳がん検診受診率について



資料：健康づくり課

※乳がん検診、子宮がん検診受診率について
平成18年度から20年度 受診者数/申込者数
平成21年度から23年度 受診者数/対象者数

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する女性の健康と権利）



施策		具体的事業	担当課
1	男女への健康支援	生涯にわたる男女への健康づくりを支援します。	
		58 リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて啓発します。	地域振興課 健康づくり課
		59 ライフステージに応じた健康相談、健康診査を充実します。	健康づくり課 学校教育課 子育て支援課
		60 男女ともにいきいきとした生活が送れるように元気増進対策を推進します。	健康づくり課
		61 食育を推進します。	健康づくり課 学校教育課 子育て支援課
		62 心の健康づくりを推進します。	健康づくり課
		63 スポーツを通じた健康づくりを推進します。	スポーツ推進課
2	性差に応じた健康支援	男女の身体の違いに応じた健康づくりを支援していきます。	
		64 女性特有の疾病に対する検診機会を充実します。	健康づくり課
		65 妊娠・出産における健康支援をします。	健康づくり課
		66 子宮頸がんワクチンの助成をします。	健康づくり課
		67 不妊に関する相談、支援をします。	健康づくり課
		68 男性特有の疾病に対する検診機会を充実します。	健康づくり課

指標項目	18年度現状値	23年度現状値	28年度目標値
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度（内容まで知っている）	1.0%	1.1%	10%
乳がん検診の受診率（受診者数/対象者数）	※57.7%	50.5%	60%
子宮がん検診の受診率（受診者数/対象者数）	※61.1%	50.4%	60%

※乳がん検診、子宮がん検診の受診率について、18年度現状値は「受診者数／申込者数」

一人ひとりができること	「自分の身体のごことは自分で決めるという」意識を高めましょう。 - 積極的に検診を受けましょう。
-------------	--

方針3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

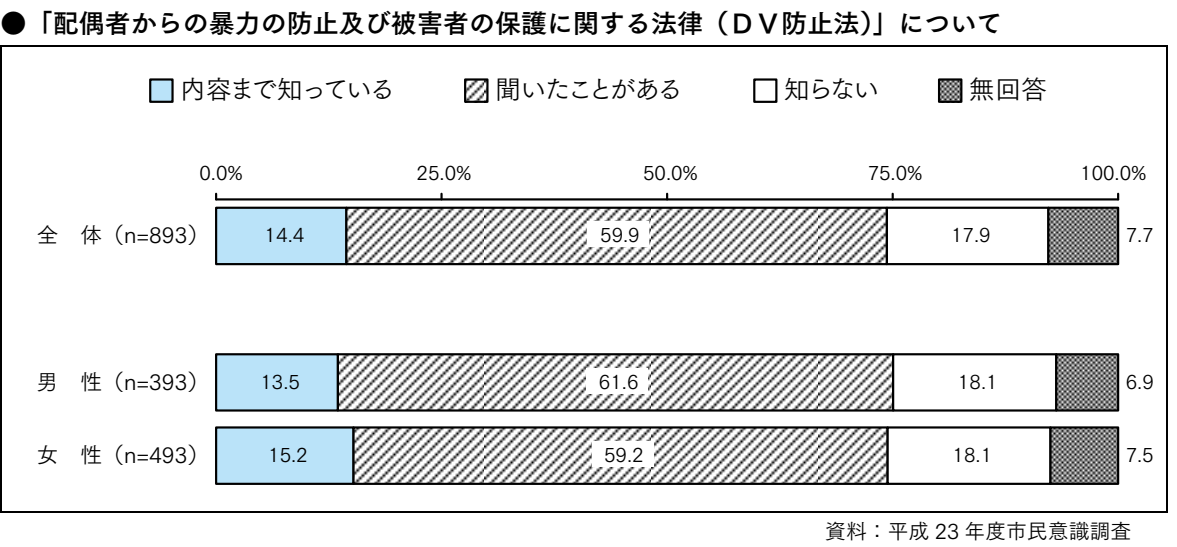
【現状と課題】

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

23年度意識調査で、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）を振るった経験がある人は男性9.2%、女性1.6%、反対に振るわれたことがある人は男性2.0%、女性14.8%でした。いままで、家庭内の夫婦げんかとされてきたものが、実は大きな人権侵害であり、中には命の危険を感じたり、治療が必要となったりする暴力もあることが明らかになってきました。同じ調査で一番多かったDVの内容は「大声でどなる」ことでした。身体的な暴力でなくても、「なぐるふりをしておどす」「大声でどなる」など精神的な暴力、言葉の暴力などもあるということを、被害者と加害者の双方に認識してもらう必要があります。DVは児童虐待につながりやすく、夫婦間だけでなく、恋人同士など親しい間柄でも起こります。

DVをはじめセクシュアル・ハラスメントや痴漢行為、ストーカーなどの暴力などに対して、関係機関と連携をとりながら、被害者が相談しやすい体制の整備や、被害者の自立を支援するための取り組みを行うことが必要です。

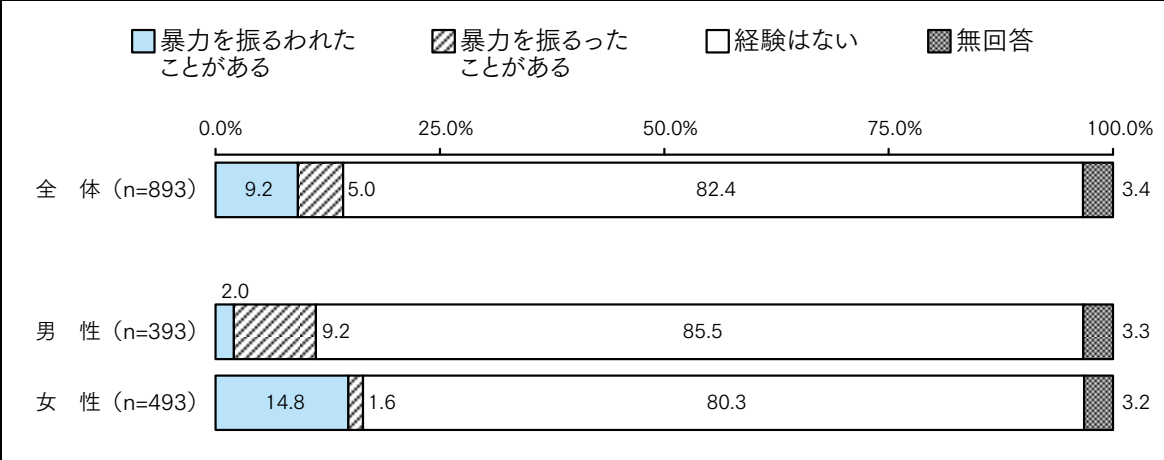
暴力は強者と弱者という構造から生み出されるものです。男性と女性是对等な関係であり、互いの人権は尊重されなければなりません。女性に対するあらゆる暴力を許さない社会の機運を高めるための周知や啓発をさらに推進していく必要があります。



ドメスティック・バイオレンス（DV）

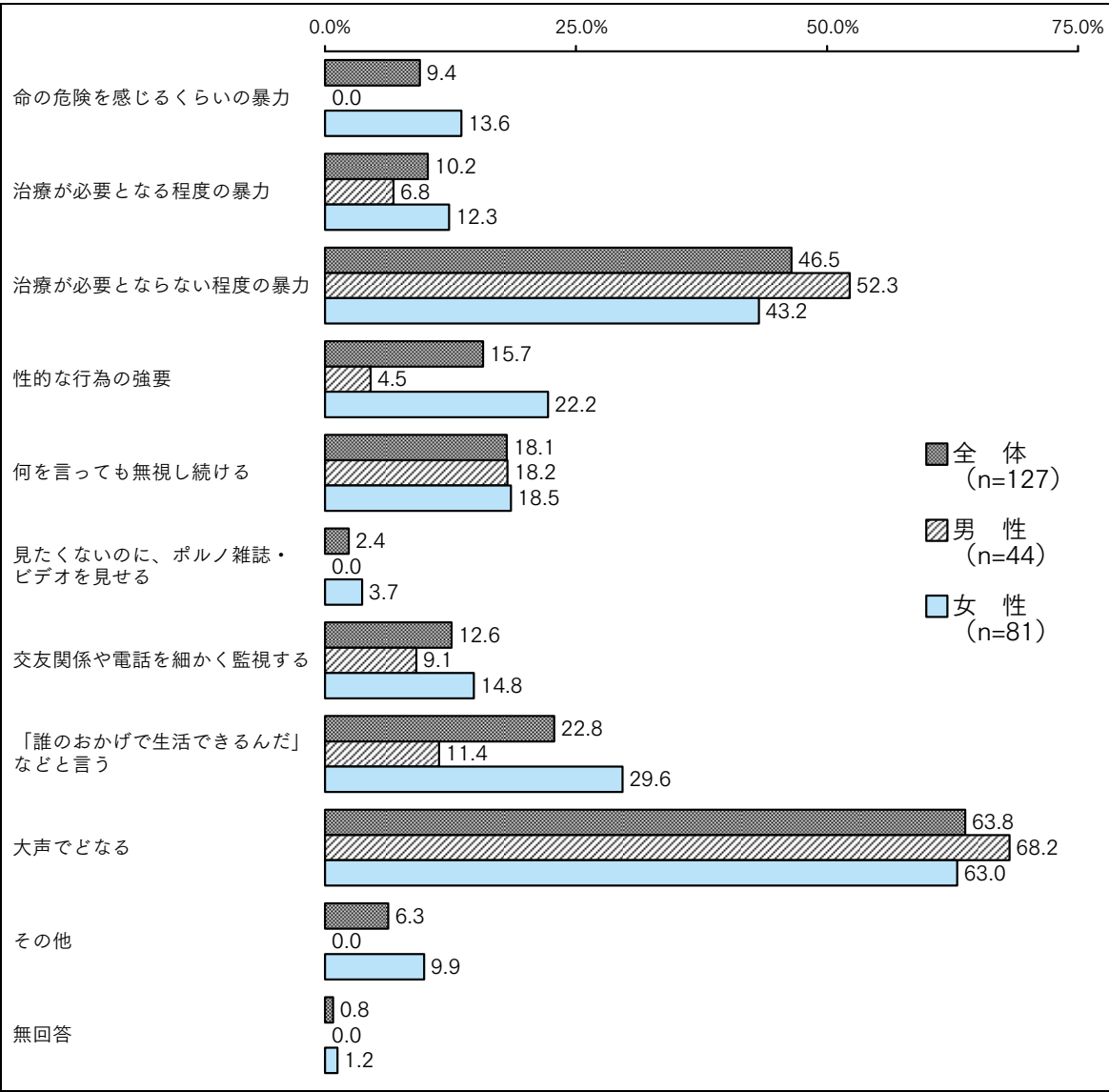
配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力。身体的なものだけでなく、精神的・性的・経済的なものを含む。

●ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験・加害経験について



資料：平成 23 年度市民意識調査

●ドメスティック・バイオレンス（DV）の内容について（複数回答）



資料：平成 23 年度市民意識調査

施策		具体的事業	担当課
1	暴力の根絶に向けた意識啓発	暴力の根絶に向けて積極的に暴力防止の啓発を行います。	
		69 ドメスティック・バイオレンス防止を啓発します。	健康づくり課
		70 【再掲】セクシュアル・ハラスメント防止を啓発します。	商工振興課
2	被害者の自立支援対策の推進	関係機関や関係団体と連携し、被害者の自立を支援します。	
		71 児童虐待など家庭内における暴力の早期発見、被害者の保護に努めます。	健康づくり課
		72 被害者の自立を支援します。	健康づくり課
3	相談体制の充実	市の相談窓口を充実するとともに、関係機関や関係団体の相談窓口についても周知し、相談しやすい体制づくりに努めます。	
		73 相談窓口を設置し、関係機関や関係団体の相談窓口を周知します。	総務課 地域振興課 健康づくり課
		74 【再掲】セクシュアル・ハラスメントの相談窓口を周知します。	商工振興課

指標項目	18年度現状値	23年度現状値	28年度目標値
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の認知度（内容まで知っている）	—	14.4%	50%
D Vの被害経験がある女性の割合	16.7%	14.8%	0

一人ひとりができること	- あらゆる暴力を許さず、見て見ぬ振りをしない勇気を持ちましょう。 - ひとりでかかえこまず相談しましょう。
-------------	--

第3章

計 画 の 推 進

計画の総合的な推進

計画の推進にあたっては、施策があらゆる分野にかかわっていることから、全庁的に取り組んでいくことが必要です。担当部課長で構成する「男女共同参画推進会議」を開催し庁内の推進体制の充実を図ります。男女共同参画の施策を推進するためには、職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持ち事業を企画、実施し、そして市が率先して職場内の男女共同参画を推進する必要があります。施策の推進に関する意見や助言をいただくため市民や有識者で構成する「男女共同参画推進委員会」を開催し連携協力を図ります。

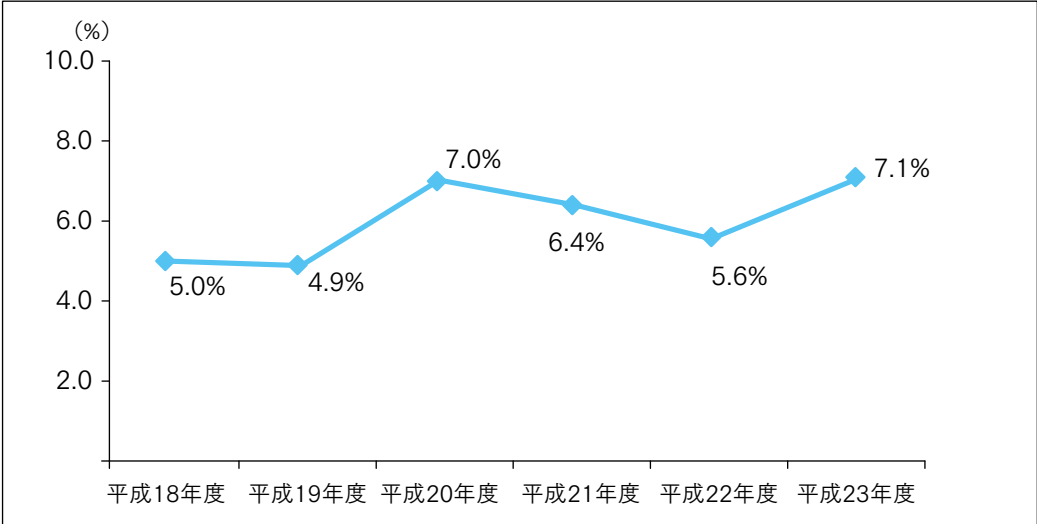
また、市民や事業所、各種団体、関係機関と連携協力して施策を効果的に推進していきます。

施策		具体的事業		担当課
1	推進体制の充実	男女共同参画社会実現に向け、計画を総合的かつ効果的に推進していくための体制を充実します。		
		75	男女共同参画推進会議を開催し、男女共同参画の施策を総合的かつ効果的に推進します。	地域振興課
		76	男女共同参画推進委員会を開催し、男女共同参画の推進に関する意見や助言をいただきます。	地域振興課
2	市民、事業所、各種団体、関係機関との連携協力	市民や事業所、各種団体などをはじめ、県や国等関係機関などと連携や協力しながら男女共同参画の推進に取り組みます。		
		77	市民、事業所、各種団体との連携や協力、情報交換など行います。	地域振興課
		78	国や県等関係機関、他市町村との連携や協力、情報交換など行います。	地域振興課
3	市役所内における男女共同参画の推進	市職員の意識啓発を行い、男女共同参画の視点に立った事業を進めるとともに、率先して職場内の男女共同参画を推進します。		
		79	女性職員の登用を推進します。	総務課
		80	職員を対象に男女共同参画についての研修を実施します。	地域振興課
		81	セクシュアル・ハラスメント、 パワー・ハラスメント の防止と相談体制の充実に努めます。	総務課
		82	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に努めます。	総務課
		83	男性職員の育児・介護休暇、看護休暇の取得を推進します。	総務課

施策		具体的事業		担当課
4	計画の推進状況の調査と公表	計画の確実な推進のため、その推進状況を把握し、結果を公表します。		
		84	計画の推進状況を把握するため、関係課への調査を実施し、その主な結果を市民に公表します。	地域振興課

指標項目	18年度現状値	23年度現状値	28年度目標値
市役所の女性管理職員の割合 女性管理職員数/全管理職員数（課長補佐以上ただし園長・副園長除く）	5.0%	7.1%	10%

●女性の管理職員の割合

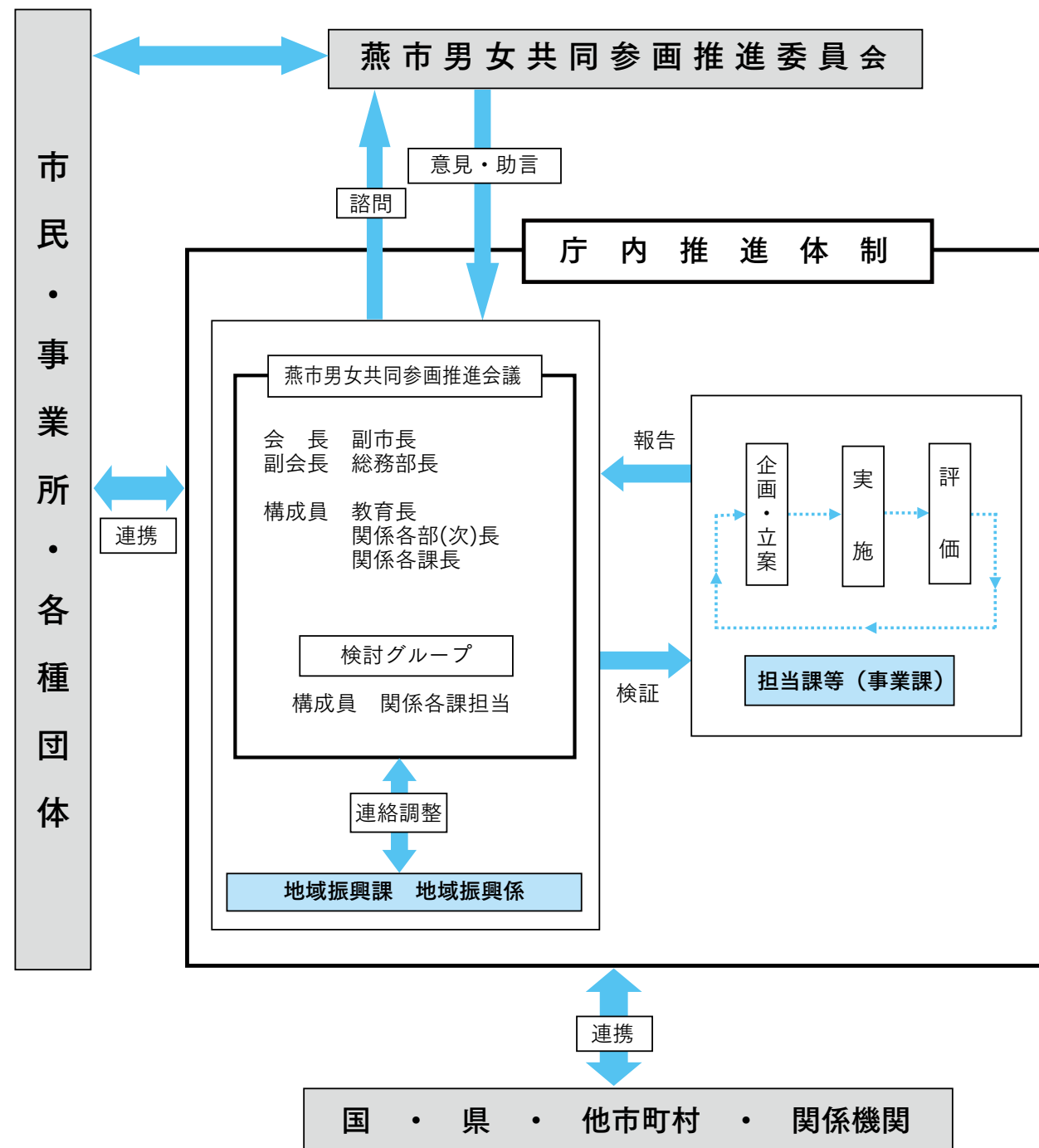


※女性の管理職員の割合＝女性管理職員数／全管理職員数(課長補佐以上ただし園長、副園長除く)
資料：総務課

パワー・ハラスメント（パワハラ）（P40）

組織における立場、権力を利用した嫌がらせという意味。

男女共同参画の推進体制



参 考 資 料

指標項目一覧

基本目標		方針		指標項目	18年度現状値	23年度現状値	28年度目標値
1	ともに考える	1	男女共同参画の理解の推進	「社会慣習(しきたり)について」平等になっていると思う人の割合	11.1%	13.7%	30%
	男女共同参画社会をめざす意識づくり	2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	「学校教育の中で」平等になっていると思う人の割合	54.2%	57.0%	75%
2	ともに参画する男女共同参画の社会づくり	1	あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性参画の推進	各種審議会等における女性委員の割合	20.2%	30.7%	35%
				ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）の登録数	—	12社	20社
		2	地域・家庭における男女共同参画の推進	「地域社会の中で」平等になっていると思う人の割合	25.4%	28.6%	45%
				「家庭の中で」平等になっていると思う人の割合	21.7%	27.9%	40%
		3	女性の就業環境の整備	「職場の中で」平等になっていると思う人の割合	15.0%	21.9%	35%
				セクハラ被害経験がある女性の割合	20.4%	16.2%	0
3	ともに暮らす男女共同参画の環境づくり	1	仕事と家庭生活や地域活動が両立できる環境の整備	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度（内容まで知っている）	—	5.9%	50%
				ファミリー・サポート・センターの会員数	263人	381人	400人
		2	生涯にわたる健康支援	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの認知度（内容まで知っている）	1.0%	1.1%	10%
				乳がん検診の受診率（受診者数/対象者数）	※57.7%	50.5%	60%
				子宮がん検診の受診率（受診者数/対象者数）	※61.1%	50.4%	60%
		3	女性に対するあらゆる暴力の根絶	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の認知度（内容まで知っている）	—	14.4%	50%
DV被害経験がある女性の割合	16.7%			14.8%	0		
計画の総合的な推進				市役所の女性管理職員の割合 女性管理職員数/全管理職員数（課長補佐以上ただし園長・副園長除く）	5.0%	7.1%	10%

※乳がん検診、子宮がん検診の受診率について、18年度現状値は「受診者数/申込者数」です。

市民意識調査の概要

（１）調査の目的

平成24年度からを計画年度とする「燕市男女共同参画基本計画」の策定にあたり、基礎資料を得ることを目的に実施しました。

（２）調査の設計

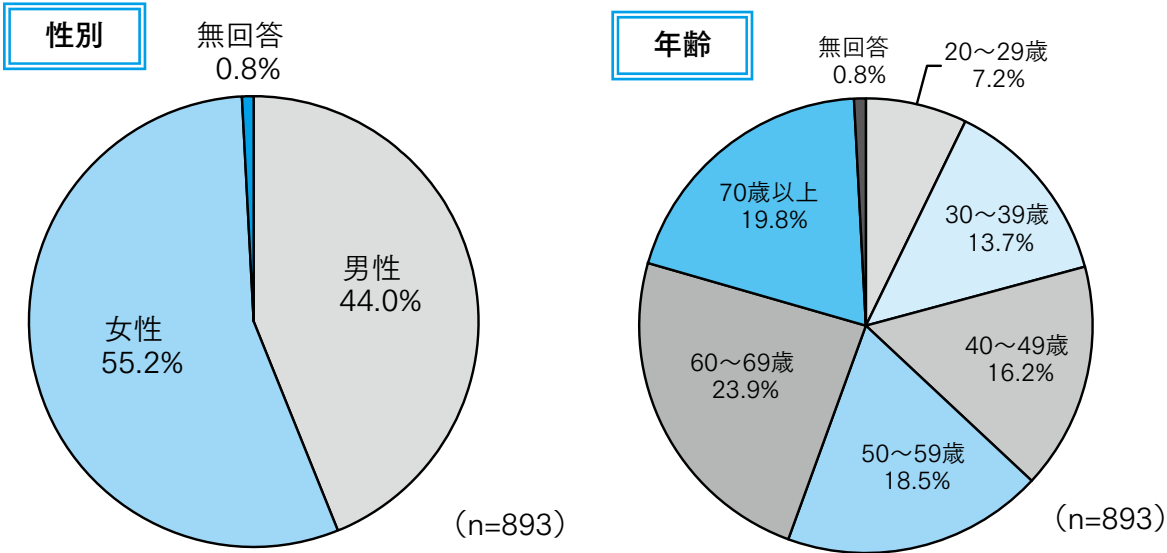
- (1) 調査地域
- 燕市全域
- (2) 調査対象
- 満20歳以上の男女2,000人（住民基本台帳より無作為抽出）
- (3) 調査方法
- 配布・回収とも郵送による自記式のアンケート
- (4) 調査期間
- 平成23年7月1日（金）～ 7月15日（金）

（３）回収状況

（１）回収数

回収総数 893
有効回収数 893（有効回収率＝44.7％）

（２）回答者の構成



第 2 次燕市男女共同参画推進プラン策定の経過

年 月 日	会 議 名 等	内 容
平成23年6月28日	第1回燕市男女共同参画推進会議	第2次プラン策定の基本方針・スケジュール・市民意識調査について
平成23年6月28日	第1回燕市男女共同参画推進懇話会	第2次プラン策定について・スケジュール・市民意識調査について
平成23年7月1日 ～ 15日	男女共同参画に関する市民意識調査・職員意識調査	市民2,000人対象 職員260人対象
平成23年7月15日	第1回検討グループ会議	第2次プラン策定について・スケジュールについて
平成23年9月30日	検討グループ研修会	地域セミナー第1回公開講座
平成23年10月15日	第2回検討グループ会議	第2次プラン(素案)の検討
平成23年11月29日	第3回検討グループ会議	第2次プラン(素案)の検討
平成23年12月6日	第4回検討グループ会議	第2次プラン(素案)の検討
平成23年12月16日	第2回燕市男女共同参画推進会議	第2次プラン(素案)の審議
平成23年12月21日	第2回燕市男女共同参画推進懇話会	第2次プラン(案)の諮問・審議
平成23年12月26日 ～ 24年1月16日	パブリックコメント実施	広報つばめ、ホームページ、各施設を通じて募集
平成24年1月23日	第3回燕市男女共同参画推進懇話会	第2次プラン(案)の審議
平成24年2月9日	第4回燕市男女共同参画推進懇話会	第2次プラン(案)の答申

燕市男女共同参画推進懇話会委員名簿

(50音順：敬称略)

氏 名	所 属	備 考
芦 谷 三 郎	ハッピーパートナー企業	
草 野 博	家族経営協定締結者	
齋 藤 和 夫	教育委員	会長代理
杉 原 名穂子	学識経験者	会長
高 橋 尚 子	公募	
高 橋 洋 雄	人権擁護委員	
竹 井 満喜子	自治会長	
永 井 佳 子	公募	
山 崎 綾 子	公募	
渡 辺 裕 子	公募	

男女共同参画関連年表

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	燕市の動き
1975年 (昭和50年)	・「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択	・総理府「婦人問題企画推進本部」設置 ・総理府「婦人問題担当室」発足		
1976年 (昭和51年)	・国連婦人の十年（1976年～1985年）			
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」開館	・「民生部青少年福祉課母子婦人係」が婦人問題担当となる	
1979年 (昭和54年)	・国連第34回総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択			
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年中間年世界会議」開催（コペンハーゲン） ・「国連婦人の十年後期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・婦人問題企画推進本部「国連婦人の十年中間年全国会議」開催		
1981年 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表		
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年最終年世界会議」開催（ナイロビ） ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・「青少年福祉課」を「婦人青少年課」に改称 ・「新潟県婦人対策の方向」策定（昭和60年度～70年度）	
1986年 (昭和61年)		・婦人問題企画推進本部拡充 ・「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ・国民年金法の一部改正施行（婦人年金権の確立） ・「男女雇用機会均等法」施行		
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1990年 (平成2年)	・「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「婦人青少年課」に「婦人係」設置	
1991年 (平成3年)		・「育児休業等に関する法律（育児休業法）」公布 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」決定	・「婦人青少年課」を「女性児童課」に改め、課内に「女性政策推進室」設置 ・「女性問題協議会」設置	

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	燕市の動き
1992年 (平成4年)		「育児休業法」施行 - 初の女性問題担当大臣任命	「新潟県婦人対策の方向」を改定し、「にいがたオアシス女性プラン」策定	
1993年 (平成5年)	世界人権会議「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択（ウィーン）	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」公布・施行	（財）新潟県女性財団設立	
1994年 (平成6年)	「国連国際人口・開発会議」開催（カイロ）	総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置		
1995年 (平成7年)	「第4回世界女性会議」開催（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）		
1996年 (平成8年)		「男女共同参画推進連結会議（えがりてネットワーク）」発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	「ニューにいがた女性プラン」策定 「民生部女性児童課女性政策推進室」を改組し環境生活部に「女性政策課」設置 - 新潟ユニゾンプラザ開館	
1997年 (平成9年)		「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正 「介護保険法」公布		旧燕市企画調整課に「女性政策係」設置
1998年 (平成10年)		男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法についてー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」答申		
1999年 (平成11年)	- 国連総会「女子差別撤廃条約選択議定書」採択 - ESCAPハイレベル政府間会合（女性2000年会議地域準備会）開催（バンコク）	「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」「改正育児・介護休業法」施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行		
2000年 (平成12年)	- 国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） 「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」採択	「介護保険法」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー規制法」公布・施行		旧燕市「男女共同参画プラン」策定（平成12年度～17年度）
2001年 (平成13年)		- 内閣府「男女共同参画会議」「内閣府男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行 - 第1回男女共同参画週間	「新潟・新しい波男女平等推進プラン」策定	旧分水町「ぶんすい女と男共同参画プラン」策定（平成13年度～22年度）

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	燕市の動き
2002年 (平成14年)		「改正育児・介護休業法」施行	「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」制定 「環境生活部女性政策課」を「県民生活・環境部男女平等社会推進課」に改称 「男女平等社会推進審議会」設置 「男女平等推進相談室」開設	
2003年 (平成15年)		- 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 「男女共同参画社会の将来像検討会」開催		
2004年 (平成16年)		- 男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 「男女共同参画社会の将来像検討会」報告書取りまとめ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」改正		
2005年 (平成17年)	- 国連「北京+10」世界閣僚級会合開催（ニューヨーク） - 第4回世界女性会議で採択された北京宣言と行動綱領の全面履行の必要性を再認識した宣言を全会一致で採択	「育児・介護休業法」改正 「次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法の一部を改正する法律」全部施行 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正	「新潟県男女共同参画計画（男女共同参画推進プラン）」策定 - ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録制度	燕市、吉田町、分水町が合併し、新「燕市」が誕生
2007年 (平成19年)		「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正	新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言	「燕市男女共同参画推進プラン」（平成19年度～23年度）策定
2008年 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」策定		

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	燕市の動き
2009年 (平成21年)		- 男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正		
2010年 (平成22年)	国連「北京+15」記念会合開催（ニューヨーク）	「第3次男女共同参画基本計画」策定		「ハッピー・パートナー企業」登録
2011年 (平成23年)	「ジェンダー平等及び女性のエンパワメントのための国連組織（UN Women）」発足			「燕市まちづくり基本条例」施行 「燕市附属機関等の設置、運営、公募及び公開に関する指針」実施
2012年 (平成24年)				「第2次燕市男女共同参画推進プラン」（平成24年度～28年度）策定

燕市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成18年3月27日告示第131号

- （設置）

第1条 燕市における男女共同参画を推進し、男女共同参画社会の実現を図るため、燕市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議する。

（1） 男女共同参画の推進に関すること。

（2） 燕市における男女共同参画に関する基本計画の策定及びその推進に関すること。

（3） その他前条の目的を達成するために必要な事項

2 委員会は、前項に規定する所掌事務のほか、前条の目的を達成するために必要な事項について、市長に意見を申し出ることができる。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1） 識見を有する者

（2） 関係行政委員会の委員

（3） 公募により選任された者

（4） その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

（意見の聴取等）

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第7条 委員会に、その所掌事務に係る特定の事項について調査し、及び審議するため、部会を置くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、企画財政部地域振興課において処理する。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日告示第34号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日告示第30号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 50 参考資料
- 参考資料 51

燕市男女共同参画推進会議設置要綱

平成18年4月14日訓令第34号

(設置)

第1条 男女共同参画社会確立のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、燕市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 燕市における男女共同参画に関する基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に係る施策の調査、研究及び立案に関すること。
- (3) 男女共同参画に係る施策の連絡調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 推進会議に会長、副会長及び委員を置く。
- 3 会長には副市長を、副会長には総務部長の職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 推進会議は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(検討グループの設置)

第6条 推進会議に、推進会議の所掌事務の具体的な事項について調査及び検討をさせるため、検討グループを置くことができる。

- 2 検討グループは、会長が指名する者をもって構成する。
- 3 検討グループにリーダー及びサブリーダーを置き、構成員の互選により選任する。
- 4 リーダーは、検討グループを総理する。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

- 6 リーダーは、第1項の調査及び検討が終了したときは、その経過及び結果を整理し、会長に報告するものとする。

(部会)

第7条 検討グループは、必要に応じ部会を置くことができる。

(報告)

第8条 推進会議は、必要の都度、第2条の所掌事務の検討状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、企画財政部地域振興課において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成18年6月28日訓令第37号）

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日訓令第6号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月31日訓令第12号）

この訓令は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日訓令第2号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年3月22日訓令第3号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日訓令第5号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

副市長	企画財政部企画財政課長
教育長	企画財政部地域振興課長
総務部長	市民生活部市民課長
企画財政部長	健康福祉部福祉課長
市民生活部長	健康福祉部健康づくり課長
健康福祉部長	商工観光部商工振興課長
商工観光部長	農林部農政課長
農林部長	教育委員会学校教育課長
教育次長	教育委員会子育て支援課長
総務部総務課長	教育委員会生涯学習課長
総務部防災課長	教育委員会スポーツ推進課長

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

最終改正 平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文

化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際

社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項

について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければ

ならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議 (平一一法一〇二・全改)
(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。（平一一法一〇二・全改）
(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大

臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。
(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。
(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年7月1日法律第113号）

最終改正 平成20年5月2日法律第26号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労

働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練

二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの

三 労働者の職種及び雇用形態の変更

四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

（性別以外の事由を要件とする措置）

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関し行う措置を講ずること

を妨げるものではない。

（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等）

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

（指針）

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合に

おいて、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

三 前号の計画で定める措置の実施

四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

（苦情の自主的解決）

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九

条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

（調停の委任）

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると

認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第十一条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

（時効の中断）

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

（訴訟手続の中止）

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の

規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（資料提供の要求等）

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

（厚生労働省令への委任）

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

（調査等）

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（公表）

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（船員に関する特例）

第三十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十一条第二項、第十三条第二項並びに前三条中「厚

生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十二条及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮（こ）以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、

第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）

最終改正 平成19年7月11日法律第113号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの

暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要

- 事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- （婦人相談員による相談等）
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
- （婦人保護施設における保護）
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
- （配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う

業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。
- （福祉事務所による自立支援）

- 第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- （被害者の保護のための関係機関の連携協力）
- 第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
- （苦情の適切かつ迅速な処理）
- 第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

- 第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、

当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいか

いしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申

立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が

立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合に

は、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費

用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第

第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採択 1979年12月18日

効力発生 1981年9月3日

日本国 1985年6月25日批准

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び

経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、か

- つ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。
- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。
- 第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。
- 第4条
- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

- 第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。
- 第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。
- 第2部
- 第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。
- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利
- 第8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 第9条
- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して

男子と平等の権利を与える。

第3部

- 第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) すべての人間の奪い得ない権利として

の労働の権利

- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。
- 第12条
- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をと

- る。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。
- 第13条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利
- 第14条
- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総

- 長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。

- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。
- 第20条
- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

- 第21条
- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。
- 第22条 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

- 第23条 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。
- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定
- 第24条 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。
- 第25条
- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。
- 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。
- 第27条
- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

- 第28条
- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

- 第29条
- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

- 第30条 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。



第 2 次燕市男女共同参画推進プラン

平成 24 年 3 月

発行：燕市企画財政部地域振興課

〒959-0295 新潟県燕市吉田日之出町1番1号

TEL 0256-92-2111 FAX 0256-92-2110

ホームページ <http://www.city.tsubame.niigata.jp>

E-mail chiiki@city.tsubame.niigata.jp

※古紙配合の再生紙と環境にやさしいインクを使用しています。